

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育

第1節 ふるさと教育

1 現 況

地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする「ふるさと教育」の取組を推進し、児童生徒のふるさとに対する誇りと愛情を育てている。

具体的には、地域の山野や河川、生息する動植物等の自然環境、歴史的な出来事や発展に尽くした先人等の歴史、伝承されている芸能や民話、風習等の文化、農林、水産、工業、伝統工芸等の地場産業、地域との積極的な関わりをつくる活動等、地域の特色ある題材が取り上げられていたり、県内施設等の様々な教育資源を適切に活用したり、地域住民との関わりを深めたりしながら、体験的、課題解決的な学習を実践している。

(1) ふるさと教育表彰

児童生徒が、地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする意欲や態度を育む「ふるさと教育」の実践を表彰することを通して、ふるさとに対する誇りと愛着を一層高め、地域に根ざし地域の特色を生かした教育について普及・啓発を図る。

〔令和4年度実績〕応募校 101校

・公立小学校 68校 ・公立中学校 21校 ・小中学校合同 2校
・義務教育学校 1校 ・県立高等学校 8校 ・私立高等学校 0校
・県立特支学校 1校

【最優秀賞4校】

各務原市立蘇原第二小学校、郡上市立大和北小学校、海津市立平田中学校、大垣商業高等学校

(2) 岐阜県ふるさと教育週間

県内全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、地域にかかわる学習などの学校の取組を公開することにより、保護者や地域住民と園児、児童、生徒が一緒になって地域への誇りと愛着を育む教育の充実を図ると同時に、開かれた学校づくりを進める。

〔令和4年度実績〕

県内全ての公立幼稚園(58)、小学校(357)、中学校(173)、義務教育学校(3)、高等学校(66)、特別支援学校(23)で実施

(3) 清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業

県内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、県立の高等学校、特別支援学校のうち、指定を受けた市町村又は学校が、岐阜県内の自然、歴史、文化、産業等に関わる施設や名跡をいか所以上訪れ、体験学習を実施する。

〔令和4年度実績〕

小学校(35)、中学校(57)、市立特別支援学校(2)、県立高等学校(14)、県立特別支援学校(5)で実施。

2 令和5年度の計画

(1) 地域連携による活力ある高校づくり推進事業

- 高校と地域の連携により、地域課題を踏まえた活力ある高校づくりを推進する。
(県立高等学校19校指定)
- (2) 地域課題探究型学習推進事業
自治体、高等教育機関や企業等との協働により、地域の魅力を知り、地域に密着した課題を発見・解決する探究的学習を推進する。(県立高等学校13校指定)
- (3) 清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業
県内の市町村(市町村が構成する組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、市立特別支援学校、県立学校(県立高等学校、県立特別支援学校)で実施。(小中学校希望校数校、市立高等学校3校、県立高等学校18校、県立特別支援学校1校指定)
- (4) 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)設置の推進
令和4年度に引き続き、すべての県立高等学校及び県立特別支援学校83校に学校運営協議会を設置する。
- (5) 地域産業の担い手育成総合戦略事業
専門高校において、産官学連携のもと、専門家から学ぶ機会の充実や外部施設設備の利活用を推進し、地域の特徴的な資源を活用した実践研究を行うことで、地域産業を担う人材を育成する。(県立高等学校6校指定)
- (6) 地域共創フラッグシップハイスクール事業
海外を含む関係機関(自治体、大学、企業等)と連携して、グローバルな視点で地域課題の探究活動を行い、国際的素養を身に付けた、地域創生などの様々な分野で活躍できるリーダーを育成する。(県立高等学校4校指定)
- (7) グローカル探究実践事業
文系・理系の枠に捉われない探究的な学習活動を通して、地域をはじめとする実社会における課題の発見・解決や社会的な価値を創造する資質・能力の育成を図る。(県立高等学校7校指定)
- (8) 理数教育フラッグシップハイスクール事業
地域の教育資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する。(県立高等学校5校指定)
- (9) スーパーハイスクールセッション(SSH)
県内のスーパースクール(16校)から意欲のある生徒が一堂に集まり、学校の枠を越えて、自発的で自由なアイデアを出し合いながら、新たな課題解決と提言をまとめる。
- (10) 地域創生キャリアプランナー設置事業
地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。(県立高等学校19校指定)
- (11) 岐阜県ふるさと教育表彰
学校における「ふるさと教育」の優れた実践を顕彰することで、県内各学校の「ふるさと教育」の更なる促進、「ふるさと学習」の質の向上を目指す。
表彰式：令和6年2月(各最優秀校において、賞状の授与予定)
- (12) 岐阜県ふるさと教育週間
実施期間：11月1日～14日のうち、学校が設定した日に公開する。
実施校：全ての公立幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

第2節 キャリア教育・進路指導

1 令和5年度の指導の重点

児童生徒が自己の能力適性などを十分踏まえた自己理解を深め、将来の生き方を見通した自己実現ができるよう、発達の段階に応じた計画的・組織的な進路指導の実践を推進してい

る。なお、次の点について一層の充実を図る必要がある。

- ・「キャリア・パスポート」の活用により、児童生徒の発達の段階に応じて将来の自己実現の在り方を主体的に考える活動を充実する。（小・中・義務教育学校・高等学校）
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに事前や事後の指導を充実する。（小・中・義務教育学校）
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択ができるよう、個々の発達を踏まえた指導・助言を工夫したり、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実したりする。（小・中・義務教育学校・高等学校）
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。（高等学校）
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。（高等学校）

2 令和4年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・令和4年度の独立行政法人教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」に岐阜県より2名が参加した。（中学校、特別支援学校及び岐阜市教育委員会）
- ・県教育委員会主催「キャリア教育基礎講座」を実施し、全校種（小・中・義・高・特）の若手教員を対象に、教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」受講者による研修報告及び実践発表、受講者間のディスカッションを実施した。
- ・県教育委員会主催「キャリア教育実践講座」を実施し、キャリアカウンセリングに関する理論及びキャリア・パスポートの活用等についての演習を行った。
- ・県教育委員会主催高等学校初任者研修における進路指導研修として、各校において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・県教育委員会主催県進路指導主事会議を各校の進路指導主事を対象に書面で開催し、当面する諸問題、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての理解を深めた。
- ・「岐阜県版キャリア・パスポート（例示資料）」をホームページに掲載した。

(2) 進路情報資料の作成配布

- ・中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高등학교についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供した。

(3) 小中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

- ・中学校においては、仲間とのかかわりの中で志を抱く生き方指導について研究を深めた。
- ・高等学校においては、地区別研究会において、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進めた。

3 令和5年度の計画

(1) 教員の研修

- ・令和5年度独立行政法人教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」への推薦、派遣（集合型研修：富山県）

- ・県教育委員会主催「キャリア教育基礎講座」及び「キャリア教育実践講座」の開講
 - ・岐阜県高等学校教育研究会進路指導部会での所管事項説明、指導・助言
- (2) 進路情報の提供
- ・中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高등학교についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。
- (3) 高校生インターンシップ推進事業
- ・県立高等学校と地域の産業界が連携し、高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。
- (4) 高校生と中学生が共に学ぶキャリア支援事業
- ・将来の社会的・職業的自立を図るため、中高の接続等に当たり、中学生に各高校の学びの特色や魅力、「高校での学びの先」について正しく理解させるとともに、目的意識を持った進路選択ができるよう支援する。

第3節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

例年、農業高校生10名を7月から8月にかけて概ね22日間、アメリカ、ブラジル、ドイツ、オランダに派遣し、体験的学習を通して海外における農業の実態や日系農業移住者の優れた実践的経営を学ばせ、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業の担い手育成につなげているところであるが、令和2年度から4年度まで新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から事業休止し、令和4年度は、国内の学校農場にて代替事業として「県立高校生海外型農業実習推進事業」を実施した。令和5年度は、7月中旬から実施予定。

2 外国語指導助手（ALT）事業

令和2年度から外国語教育とグローバル化に対応した学校教育の振興のため、外国語指導助手（ALT）等を54名に拡充し、県立高校63校すべての学校でALTとのティームティーチングによる授業を実施している。英語の授業支援だけでなく、スピーチコンテストの指導、英語キャンプやオンライン英語クラブ等、授業外でも国際理解教育を推進した。

第4節 科学教育

1 現 況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、パーソナル・コンピュータを含めた算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。

(1) 理科教育講座（小・中・義及び高）

小・中学校・義務教育学校及び高等学校の理科担当教員が、理科教育における教科の本質的な課題や今日的な課題についての研究を行い、高度な教材開発・指導力を身に付ける講座である。期間は6月から1月までに3日間、総合教育センター（高は総合教育センター他）に集合又はWeb会議システムを利用して実施している。40年以上に渡る教科研究団体との連携のもと受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) その他の各種講座

小・中・義・高等学校の理科及び算数・数学担当教員が、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることができるように、指標に基づいた内容の講座を複数開設している。受講対象は、小・中・義・高等学校の2～5年目、6年目、12年目を迎える理科及び算数・数学担当教員である。また、希望者が受講できる講座も複数開設している。総合教育センター等に集合又はWeb会議システムを利用して実施している。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和4年度末における現有状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和4年度末における現有状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況（令和4年度）

学校種別	補助区分	9 条 分	
		理 科 設 備	算数・数学設備
小 学 校		40.9%	47.8%
中 学 校		40.2%	22.2%
高 等 学 校		10.2%	0.8%
特 別 支 援 学 校		1.8%	5.3%

2 令和5年度の計画

(1) 理科教育講座（小・中・義・高 理科）

小・中・義・高等学校の教員を対象に、高度な教材開発・指導力を身に付けることを目的とした「理科教育講座」を、Web会議システムを利用又は総合教育センター、県立高等学校に集合して実施する。

(2) 各種講座

小・中・義・高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることを目的とした講座を、Web会議システムを利用又は総合教育センター等に集合して実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、体験を主とした講座を、幼・小・中・義・高等学校の一般教員を対象に県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

令和4年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。各学校の理科設備及び算数・数学設備については令和5年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく令和4年度国庫補助金交付状況

(単位:千円)

補助区分 学校種別	9 条 分		合 計
	理 科	算数・数学	
小 中 学 校	18,843	297	19,140
高 等 学 校	8,973	0	8,973
特 別 支 援 学 校	191	17	208
計	28,007	314	28,321

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業デザイン

ウ 内 容

- ・今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・期日 令和6年1月24日（水） 場所 総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第50集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第67回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小学校及び中学校の児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展出品での入選作品を展示する。

- ・期日 令和5年10月21日（土）～10月22日（日）
- ・場所 岐阜県図書館

- (イ) 第67回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第50集の刊行
(令和6年2月下旬刊行予定)

第5節 産業教育

1 現 況

小学科の設置状況 令和5年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小学科名	学 校 数		大学 科名	小学科名	学 校 数	
		全日 制	定時 制			全日 制	定時 制
農業に関する学科 （11科）	生 産 科 学 科	2		工業に関する学科 （16科）	機 械 工 学 科	5	
	園 芸 科 学 科	5			自 動 車 工 学 科	1	
	動 物 科 学 科	3			航 空 機 械 工 学 科	1	
	流 通 科 学 科	1			電 子 機 械 工 学 科	5	
	食 品 科 学 科	6			電 気 工 学 科	7	
	生 物 工 学 科	1			電 子 工 学 科	3	
	園 芸 流 通 科	1			情 報 技 術 工 学 科	1	
	森 林 科 学 科	2			建 築 工 学 科	5	
	森 林 環 境 科 学 科	1			土 木 工 学 科	5	
	環 境 デ ザ イ ン 科	1			建 築 イン テ リ ア 工 学 科	1	
	環 境 科 学 科	4			設 備 シ ス テ ム 工 学 科	1	
					化 学 技 術 工 学 科	3	
商業に関する学科 （5科）	流 通 ビ ジ ネ ス 科	1			セ ラ ミ ッ ク 工 学 科	1	
	ビ ジ ネ ス 科	6	2		産 業 デ ザ イ ン 工 学 科	1	
	会 計 科	1			デ ザ イ ン 工 学 科	1	
	ビ ジ ネ ス 情 報 科	9			工 業 技 術 科		2
	グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス 科	1					
				生活産業に関する学科 （4科）	服 飾 デ ザ イ ン 科	1	
情報に関する学科 （1科）	情 報 科	1			食 物 科	1	
					福 祉 科	3	
					生 活 デ ザ イ ン 科	8	

2 令和5年度の計画

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
	産業教育振興設備整備費	165,984

- (2) 指導事業等
 - ・地域産業の担い手育成総合戦略事業（県）

第6節 へき地教育

1 現 況

本県におけるへき地学校数は、小学校25校、中学校12校、義務教育学校1校であり、これへき地学校の数はこちら数年、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 令和4年度の主な事業その他

- (1) へき地・複式教育教員研修会（教育事務所によっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインによる実施）
 - ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議や研修、実践の交流を行い、へき地・複式教育そのものや少人数指導に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図った。
- (2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、県内すべての市町村教育委員会、各小・中学校及び、義務教育学校に配布した。

3 令和5年度の計画

- (1) 指導の重点
 - ア 「ふるさと教育」を核とした「カリキュラム・マネジメント」
 - 「ふるさと教育」を核とし、総合的な学習の時間と他教科等との関連を図ったカリキュラムを編成する。
 - 地域の教育資源や人材等を有効に活用した体験活動を取り入れる。
 - 小・中・義務教育学校の関連性や発展性、幼稚園等幼児教育施設、高等学校、特別支援学校等と連携を図った活動に取り組む。
 - イ ICT活用による「学びの改革」の推進
 - 学習内容の確実な定着を図り、その理解を深め広げる「個別最適な学び」を実現する。
 - 仲間をはじめ、多様な他者と関わり、主体的に問題解決しようとする「協働的な学び」を実現する。
 - 外部機関・地域と連携した「豊かな学び」を実現する。
- (2) 事業の概要
 - ア 教員の研修
 - ・へき地・複式教育教員研修会、へき地教育に関わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象にした研修を各教育事務所で行う。
 - ・全国へき地教育研究大会に代表が出席する。

イ 指導資料の作成

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

第7節 特別支援教育

1 現 況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校、義務教育学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

市町村教育委員会を中核とした教育支援委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒にとって最も適切な就学先を総合的に判断している。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

2 令和5年度の計画

(1) 教育支援地区研究協議会

- ア 目 的 障がい児の教育相談・就学相談・就学事務等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進する。

イ 実施計画（教育事務所ごと）

岐阜	5月17日、9月13日	東濃	5月26日、9月27日
西濃	5月19日、9月14日	飛騨	5月31日、9月22日
美濃・可茂	5月24日、9月15日		

ウ 対 象

市町村教育委員会教育支援担当者等

(2) インクルーシブ教育システム構築事業

- ・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築する。
- ・主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場（人、場所、施設設備、行事等）を効果的に活用し、連続性かつ柔軟性のある学びのスタイルを構築する。

ア コア・スクールを核とした特別支援学校の専門性向上事業

各特別支援学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学校教員の専門性の向上を図るための全息的なシステムを構築

- イ 交流籍を活かした居住地校交流推進事業
県内全特別支援学校小中学部在籍児童生徒に交流籍を設け、ニーズに応じた居住地校交流を推進
- ウ 高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業
生徒のニーズに応じ、互いの教育資源を活用した共同学習を推進
- エ 学校間・地域交流推進事業
近隣の学校との交流や地域行事への参加等を通じた交流及び共同学習の充実
- (3) 特別支援教育ネットワーク強化事業
障がいのある子どもが自立し社会参加するため、重点的に支援が必要な事業を実施し、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。
- ア 地域連携ネットワークシステムの強化事業
県及び各地区に医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、特別支援学校を核とした地域の特別支援教育ネットワークの強化を図り、各市町村における関係機関の連携強化を推進する。
- イ 特別支援教育コーディネーター研修事業
県内の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力の向上を図る。
- ウ 特別支援学校のセンターの機能の充実事業
特別支援学校全般において、特別支援学校が幼・小・中・義務教育学校・高等学校を支援し、センターの機能を果たすため、相談機能、研修機能、連携訪問機能の充実を図る。
- (4) 入院児童生徒学習保障体制整備事業
長期にわたり又は断続的に入院している児童生徒の学習機会を保障するため、病院、在籍校、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して遠隔教育を実施し、入院中でも学習を継続できるための支援を行う。
- (5) 発達障がい支援担当教員養成事業
発達障がいについて学びたい教員、発達障がいのある幼児児童生徒の支援を担当する教員及び、発達障がいを対象とする通級指導教室の担当に対し、発達障がい支援の経験に応じた研修を実施することにより、基本的な内容の習得及び専門性、実践的指導力の向上を図る。
- (6) 聴覚障がい児童生徒支援充実事業
岐阜聾学校から遠距離にある飛騨及び東濃地域における聴覚障がいのある児童生徒への支援体制の充実を図るため、教職員を対象とした研修会、保護者を対象とした相談会、聴覚障がいに関する専門家の派遣を実施する。また、飛騨特別支援学校へ聴覚障がい支援専任教員を配置し、飛騨地域における聴覚障がい教育支援機能の強化を図る。
県立学校に在籍する聴覚障がいのある児童生徒に対して、音声情報を文字情報に変換するソフトを活用できる環境を整備し、学習支援の一助とする。
- (7) 高等学校特別支援教育支援員配置事業
発達障がいのある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学習及び生活支援を行うことにより、個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、各学校段階を通じて一貫した個別支援を実施できる仕組みを作る。
- (8) 発達障がい等総合支援推進事業
高等学校における巡回型の通級による指導を、岐阜地域と美濃地域で行うとともに、可茂地域での開講に向けて準備を進める。

高等学校において、従来の通級による指導ではなく、選択科目の一つとして学習する方法を採用することにより、受講しやすい学びの場のモデルを構築する。

(9) 特別支援教育医療的ケアサポート事業

より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、年2回医療的ケア運営協議会を開催し、ガイドラインを作成する。

(10) 医療的ケア児校外学習充実事業

校外学習に安全に参加できるよう医療的ケア実施体制を整備する。

(11) 特別支援学校就労支援総合推進事業

特別支援学校高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図る。

ア 「働きたい! 応援団ぎふ」登録企業の拡大

イ デュアルシステムの推進

校内作業学習と企業内作業学習を2本柱として働く力を育成する。

(12) 就労支援コーディネーター設置事業

高等特別支援学校の就労支援体制の充実を図るため、就労支援コーディネーターを配置する。

(13) 特別支援学校職業教育テキストデジタル化事業

職業教育に関するテキストを電子書籍化し、各特別支援学校の生徒が活用することで、ICT教育の推進及び職業教育の充実を図る。

(14) 特別支援学校遠隔授業推進事業

特別支援学校において、知的障がいがない肢体不自由及び病弱の高等部生徒に対して、専門性のある教員が遠隔授業システムを活用した授業を実施する。

(15) 特別支援教育指導資料等の作成

「岐阜県の特別支援教育（令和5年度）」

第8節 定時制・通信制教育

1 現 況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成8年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程を、平成10年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程を単位制に改編し、現在は全ての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成18年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は2校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来の勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近是不登校経験のある生徒、外国にルーツを持つ生徒など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの需要に応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

令和5年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。

区分		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	5校	2校	2校	—	9校
	市立	—	1校	—	1校	2校
通信制	県立	2校	—	—	—	2校

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校及び加茂高等学校の定時制課程との間で開始した。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校及び多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校の通信制課程と高山高等学校の定時制課程との間でそれぞれ行った。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校の通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修制によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行っていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施することになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、令和4年度は定時制課程では教科書購入費に約174千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約56千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。令和4年度は、修学奨励費貸与事業費8,064千円が、定時制課程46人、通信制課程2人に貸与された。

4 令和5年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

(2) 多様な学びを支援する教育体制の充実と「学びの再チャレンジ」の推進

多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供に努め、切れ目のない教育体制の充実と学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。

(3) 修学支援の推進

修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して、修学が困難な生徒に対する修学支援の推進を図る。

第9節 外国人児童生徒教育

1 現 況

県内の小・中・義務教育学校に外国人児童生徒は3,434人（令和5年度4月調査）在籍しており、過去最高となった。また、その中で県内の小・中・義務教育学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,810人（令和5年度4月調査）在籍しており、このうち母語としてはポルトガル語、タガログ語で約7割を占め、次いで中国語が多くなっているが、ベトナム語やネパール語等も増え、多言語化している。

外国人児童生徒の居住地域については、児童生徒が多い可児市や美濃加茂市など上位7市で県全体の8割程度を占める状況が続いている。他方で、日本語指導が必要な外国人児童生徒が4人以下と少数である公立小中学校は、2007年の101校から2021年には237校と増加しており、散在傾向がみられる。

【令和4年度の主な事業】

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

＜令和4年度＞

計26名：小学校58校、中学校29校、高・特支学校27校

小中学校対応：13名（岐阜3名、西濃3名、美濃2名、可茂2名、東濃3名）

県立高特対応：13名

※「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を活用

(2) 外国人生徒学力向上総合支援事業

〔外国人児童生徒教育支援体制整備事業補助金〕（令和2年度～令和4年度）

国の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、市町村がそれぞれの実態に応じて行う拠点校の設置等による指導体制の構築、「特別的教育課程」による日本語指導の実施、児童生徒の母語が分かる支援員の派遣等の取組を補助した。

〔通訳支援員配置事業〕

高等学校における外国人児童生徒のための適応指導、日本語指導等の充実を図るため、実践推進校に通訳支援員の配置を行う。

＜実践推進校＞ 県立東濃高等学校

〔外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議〕

第1回 令和4年5月16日（月）13:30-16:00 岐阜県総合教育センター

第2回 令和4年6月14日（火）10:00-16:00 東濃高校、蘇南中学校

第3回 令和4年10月21日（金）10:00-16:00 岐阜県総合教育センター

第4回 令和5年1月24日（火）13:30-16:00 岐阜県総合教育センター

(3) 外国人児童生徒キャリア支援事業

外国人児童生徒の進学や就学が一層促進されるよう、指導体制や指導方法の工夫改善を図ることにより、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築及びキャリアガイドブック等の作成により、キャリア形成を支援した。

2 令和5年度の計画

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

令和2年度より、配置ルールの見直しを図り、派遣対象校を外国人児童生徒の在籍数が少ない散在地域の派遣を希望する学校とし、市町村教育委員会からの依頼に応じて市町村立学校に派遣する。また、適応指導員等を急な編入等により困難さを抱えている学校に速やかに派遣できる体制を整えた。

[令和5年度4月配置状況]

計25名：小学校75校、中学校31校、義務教育学校2校、高・特支学校26校

(小中学校13名)

- ・岐阜教育事務所 3名 (ポルトガル語1、タガログ語1、中国語1)
- ・西濃教育事務所 3名 (ポルトガル語2、タガログ語1)
- ・美濃教育事務所 2名 (ポルトガル語1、タガログ語1)
- ・可茂教育事務所 3名 (ポルトガル語2、タガログ語1)
- ・東濃教育事務所 2名 (ポルトガル語0、タガログ語2)

(高等学校・特別支援学校12名)

- ・揖斐高校 1名 (中国語1)
- ・加茂高校(定時制) 3名 (ポルトガル語1、タガログ語2)
- ・東濃高等学校 4名 (ポルトガル語1、中国語1、タガログ語2名)
- ・飛騨高山高等学校 1名 (中国語1)
- ・華陽フロンティア高校 1名 (タガログ語1)
- ・可茂特別支援学校 2名 (ポルトガル語1、タガログ語1)

※「教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)」を活用

(2) 外国人生徒学力向上総合支援事業

[通訳支援員配置事業]

高等学校における外国人児童生徒のための適応指導、日本語指導等の充実を図るため、実践推進校に通訳支援員の配置を行う。

〈実践推進校〉 県立東濃高等学校

[外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議]

- 第1回 令和5年5月15日(月) 13:30-16:00 岐阜県総合教育センター
- 第2回 令和5年6月13日(火) 10:00-16:00 可茂総合庁舎
- 第3回 令和5年10月20日(金) 10:00-16:00 岐阜県総合教育センター
- 第4回 令和6年1月23日(火) 13:30-16:00 岐阜県総合教育センター

(3) 外国人児童生徒キャリア支援事業

令和3年度から令和5年度にかけて、外国人児童生徒の進学や就学が一層促進されるよう、指導体制や指導方法の工夫改善を図ることにより、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築及びキャリアガイドブック等の作成により、キャリア形成を支援する。

第10節 情報教育

1 現 況

教育の情報化は、「情報教育」、「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」の3つの側面を通じた教育の質の向上を目指し、児童生徒の情報活用能力の育成やICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実践、校務の効率化と負担軽減等を図るものである。

令和3年度までに学校間総合ネットを基盤として、情報ネットワークの高速化や校務支援システムの導入、各種デジタル教材、普通教室及び特別教室のＩＣＴ環境、児童生徒1人1台タブレット端末のほか、県立学校においては普通教室及び特別教室のＩＣＴ環境と学習支援ソフトの整備を行った。継続的に、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を目指した研修等に取り組んでおり、文科省の「教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のＩＣＴ活用指導力は、全国平均を上回る水準を維持している。

2 令和5年度の計画

- (1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応や教員のＩＣＴ活用指導力の向上を目指した研修講座の実施

県内の全教員が文部科学省の「教員のＩＣＴ活用指導力の基準（チェックリスト）」の全ての項目に「できる」又は「ややできる」と回答することができるよう、指導力の向上を目指した研修の充実を図る。

- ・各種学校において、DXによる社会変革に対応した教育活動が行えるよう、教員を対象とした研修講座を新規に開設する。
- ・初任者及び基礎形成期（5年目まで）の教員を対象とし、ＩＣＴを活用した授業実践等に関わる研修の充実を図る。
- ・情報モラルや情報セキュリティに関わる研修を継続的に実施する。
- ・ＩＣＴ推進担当者による校内研修を支援し、全教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。

- (2) 学校間総合ネットの利活用

学校間総合ネットを各学校で安全に安心して利用するための情報セキュリティ対策を徹底しながら、児童生徒の学びの質の向上や校務処理の効率化を推進する。

- ・遠隔地の学校間交流や教員研修等でのテレビ会議システムやWeb会議システムの効果的な活用を推進する。
- ・普通教室や特別教室におけるＩＣＴ環境整備（ホワイトボード化・電子黒板機能付きプロジェクタ・無線アクセスポイント1人1台タブレット端末等）を踏まえ、効果的にＩＣＴを活用した授業実践を推進するため、ＩＣＴ活用の研修の充実を図る。
- ・教科のホームページやe-Learning等のデジタル教材・コンテンツの整理・充実を図る。

第11節 道徳教育

1 現 況

本県の小・中・義務教育学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えている。特に、昭和56年度から道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内の全小・中・義務教育学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図っている。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度までの3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度まで及び第11期の平成23年度から

平成25年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実に重点を置いた道徳教育の推進を図ってきた。第12期の平成26年度から平成28年度までは、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて日常生活や体験活動等との関連を図った意図的・計画的な道徳教育を推進してきた。

また、平成27年3月末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が一部改正され、小学校では平成29年度は「特別の教科 道徳」（小学校）の教科書採択、平成30年度は「特別の教科 道徳」（中学校）の教科書採択がなされ、小学校は平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から「特別の教科 道徳」が全面实施されている。

2 令和5年度指導に当たって

小・中・義務教育学校教育指導に当たっては、道徳教育の重点として、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進-「生命を尊重し、夢や希望を育む」「自己有用感を高める」-」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」と学習指導要領に規定されている。高等学校教育指導の方針と重点では、「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」として、「社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制を充実する。」と設定しており、その具現のため指導・助言に努めている。

本年度は、「道徳教育徹底指導事業」の第15期の1年次であり、道徳教育振興会議の開催、県内全小・中・義務教育学校及び全市町村教育委員会訪問指導などを通して、その充実を図る。

(1) 道徳教育徹底指導事業

第15期3か年計画の1年目に当たる。

ア 県内全中学校区及び全市町村教育委員会への計画的な訪問

幼児期の発達の段階を踏まえ、義務教育9年間の成長の見通しをもって、それぞれの時期にふさわしい指導の目標を明確にしていけることができるよう、計画に基づき指導主事が各市町村教育委員会及び各中学校区を訪問し、市町村及び校区における道徳教育の推進について指導・徹底を図る。

イ 道徳教育パワーアップ実践校

道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及するために「道徳教育パワーアップ実践校」を美濃加茂市立東中学校、恵那市立長島小学校に指定し、県全体で研究協議会を開催する。

ウ 岐阜県道徳教育振興会議の開催

地域ぐるみの豊かな心を育てる活動の推進として、家庭や地域における「誰かとながらボランティア活動（家庭一ボランティア運動）」を県民運動とし推進している。道徳教育振興会議実践協力校として下呂市立下呂小学校、中津高等学校を指定している。指定された学校は、県の教育課題や振興会が設定する重点課題について、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を、校長の方針のもと、全教職員が共通理解して、一体となって推進し、実践内容や成果について道徳教育振興会議に報告する。

(2) 研究協議会（教育課程研究協議会）

学校における「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、学習指導要領の趣旨等の理解について周知・徹底を図っている。

(3) 訪問指導

義務教育課、各教育事務所が実施する各市町村教育委員会及び各小・中学校の訪問指導では、特に道徳教育の計画・実施、道徳の指導の充実及び家庭、地域社会との連携に

について見届け、当面する諸問題の解明を図るべく指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道德部会は、本県の道德教育を推進する研究組織である。発足以来先進的な取組を進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第12節 学校図書館教育

1 現 況

(1) 令和4年度の状況

令和4年度は、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を生かす活動を充実させ、計画的・継続的に利活用するよう推進してきた。研修や図書館教育推進事業、学校訪問教育などの機会をとらえ、充実した言語活動の事例として読書活動との関連を意図した実践を紹介することで、国語科の「読むこと」の学習において、読んだことから自分の考えや意見を表現する言語活動を位置付けることが普及してきており、読書活動、言語活動の充実が図られている。様々な教科において、学校図書館を活用した学習の充実に向けて、年間図書館利用計画を作成して取り組んでいる。また、センター機能が充実するよう、図書館担当者の研修機会の確保について各市町村教育委員会の担当者にその実施を働きかけた。

(2) 令和4年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	岐阜市立加納中学校	奨 励 賞	岐阜市立厚見小学校
優 秀 賞	羽島市立中央中学校		
優 秀 賞	各務原市立那加第一小学校		
優 秀 賞	山県市立富岡小学校		

<西濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	輪之内町立大藪小学校	奨 励 賞	垂井町立合原小学校
最優秀賞	揖斐川町立春日小学校	奨 励 賞	神戸町立南平野小学校
優 秀 賞	大垣市立赤坂小学校	奨 励 賞	大垣市立南中学校
優 秀 賞	大垣市立墨俣小学校	奨 励 賞	養老町立高田中学校
優 秀 賞	養老町立上多度小学校	奨 励 賞	養老町立東部中学校
優 秀 賞	安八町立牧小学校	奨 励 賞	垂井町立北中学校
優 秀 賞	安八町立結小学校	奨 励 賞	安八町立登龍中学校
優 秀 賞	関ヶ原町立関ヶ原中学校	奨 励 賞	大垣市・安八町組合立東安中学校

＜美濃地区＞

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	関市立金竜小学校	優良賞	郡上市立明宝小学校
優秀賞	関市立寺尾小学校	優良賞	関市立津保川中学校
優秀賞	郡上市立明宝中学校	奨励賞	関市立武芸小学校
		奨励賞	関市立桜ヶ丘中学校

＜可茂地区＞

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	七宗町立神淵中学校	優秀賞	白川町立白川小学校
優秀賞	坂祝町立坂祝小学校	優秀賞	八百津町立八百津東部中学校
優秀賞	七宗町立神淵小学校	優秀賞	白川町立黒川中学校

＜東濃地区＞

賞	学 校 名	賞	学 校 名
総合優秀賞	多治見市立滝呂小学校	奨励賞	土岐市立西陵中学校
優秀賞	多治見市立昭和小学校	奨励賞	瑞浪市立明世小学校
優秀賞	土岐市立下石小学校	奨励賞	恵那市立大井小学校
優秀賞	土岐市立妻木小学校	奨励賞	恵那市立恵那東中学校
優秀賞	土岐市立泉小学校	奨励賞	恵那市立岩邑中学校
優秀賞	恵那市立大井第二小学校	奨励賞	恵那市立上矢作中学校
優秀賞	恵那市立山岡中学校	努力賞	中津川市立坂本中学校
優秀賞	中津川市立第一中学校		

＜飛騨地区＞

賞	学 校 名	賞	学 校 名
総合優秀賞	高山市立国府小学校	優秀賞	高山市立丹生川中学校
総合優秀賞	高山市立岩滝小学校	優秀賞	下呂市立下呂中学校

2 令和5年度の指導の重点

開かれた学びの場としての環境を整備し、学校図書館の機能を高めるとともに、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実し、豊かな人間性を育成する。

(1) 開かれた学びの場としての環境整備

- ・学校図書館の利活用に関する指導計画の作成と活用
- ・学校図書館の組織的かつ円滑な運営
- ・安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境づくり
- ・適切な図書の更新と蔵書の充実

(2) センターの機能を生かす計画的・継続的な利活用

- ・自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」、自発的・主体的・協働

的な学習活動を支援する「学習センター」、情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を生かす

- ・ I C Tを活用した実践の収集と研究、提案

(3) 読書活動の充実

多様な本や文章を読む機会の意図的な設定

- ・ 学校の特色に応じた図書館教育
- ・ 教科等横断的な読書に関わる言語活動の設定
- ・ 語彙や多様な表現、様々な情報や知識の獲得

3 令和5年度の計画

(1) 学校図書館教育優秀賞

地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。

(審査期間：令和5年9月から令和6年2月まで)

第13節 人権教育

1 現 況

(1) 岐阜県人権教育基本方針(平成23年12月5日教育長決定・平成30年3月29日一部改訂)の概要

- ・ これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の継承
- ・ 様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・ 全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・ 個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進
- ・ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・ 重要な人権問題の一つである同和问题への一層の理解
- ・ 様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・ 学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

(2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・ 差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・ 相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・ 相手の立場に立った共感的理解
- ・ 自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- ・ 確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・ 差別の構造や歴史的経緯の理解

2 令和5年度の計画

(1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進

ア 文部科学省指定

研究指定校事業：白川村立白川郷学園

総合推進地域事業：各務原市立川島中学校校区

イ 人権教育協議会研究協力校

揖斐川町立谷汲小学校、揖斐川町立谷汲中学校、県立不破高等学校

(2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）

ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業

イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業

ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業

エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業

(3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において活用できる資料を作成する。

(4) 研修会の充実

ア 人権教育幹部研修会

県内全ての小・中・義務教育学校の校長、人権教育主任(教務主任)を対象とする。

・岐阜会場：5月10日（水）、5月22日（月）

・西濃会場：5月12日（金）、6月14日（水）

・美濃会場：5月10日（水）、5月22日（月）、5月23日（火）、5月25日（木）

・可茂会場：5月17日（水）、5月29日（月）

・東濃会場：5月10日（水）、6月8日（木）

・飛騨会場：5月31日（水）、6月14日（水）

新型コロナウイルス感染症の影響により各教育事務所に集まって行う研修は中止し、オンラインによる研修を実施。

イ 人権教育教員研修会

県内全ての小・中・義務教育学校から、各校1人以上が参加する。

・岐阜会場：9月28日（木）、10月19日（木）

・西濃会場：10月25日（水） ・美濃会場：11月20日（月）

・可茂会場：11月15日（水） ・東濃会場：10月19日（木）

・飛騨会場：10月18日（水）

ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会

・県内の全ての公立・私立の高等学校・特別支援学校から、前期は人権教育担当者、後期は外国語担当者又はそれに準ずる教諭が、それぞれに各校1人以上が参加する。

・令和5年度の実施日と会場

前 期(オンラインでの開催)	後 期(オンラインでの開催)
5月24日（水）	11月2日（木）

エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会

・県内全ての高等学校、特別支援学校から、各校1人以上が参加する。

・県内全ての公立高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度はオンライン開催。
- オ 総合教育センター研修講座
総合教育センター研修講座に、人権教育の専門研修を位置付ける。

第14節 幼稚園教育

1 現 況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人格形成の基礎を養う重要な使命と任務を担っている。本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立55園、私立90園＜令和5年5月1日現在＞で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

2 令和5年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

ア 新規採用教員研修（園外研修）

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
幼稚園等 新規採用 教員研修	幼稚園等の 新規採用教 員	97	園外8日 園内10日	5月22日、6月9日 7月14日 9月28日（29日） 2月7日 ※地区別研修を除く	総合教育センター 等

イ 中堅教諭等資質向上研修（幼稚園）

事業の名称	対象	人数	期間	期 日	会 場
中堅教諭等 資質向上研 修 （幼・認）	教職経験が 満11年を経 過した幼稚 園等教員	12	園外8日 園内10日	6月8日 8月30日 10月11日（31日） ※残り5日は自己課 題に基づく研修を 管理職の指導等の もと設定	総合教育センター 等

ウ 幼稚園教育課程研究協議会（園長・教諭・保育士等）

期日・開催方法	内 容
8月1日（火） ※Web会議システムにて配信 ※サテライト会場にて視聴可	【目 的】 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う諸課題に関する専門的な講義や研究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実を図る。 【内 容】 全体会：講話及び説明 分科会：実践発表及び研究協議 【参加者】 ・公立幼稚園、認定こども園（保育所型を除く）の全教員（園長を含む）の3分の1程度 ・希望する私立の幼稚園、認定こども園（保育所型を除く）の教員（園長を含む） ・希望する保育行政担当者、保育所、認定こども園（保育所型）の保育士（所長を含む）

(2) 幼児教育推進事業

ア 岐阜県幼児教育推進会議

- ・令和3年度末に策定した「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」を県内に周知するとともに、その検証並びに今後の岐阜県幼児教育における質の高い教育・保育に向けた具体的な検討を行う。

イ 公私立共同研究

- ・教育・保育の充実や幼稚園の機能を生かした子育て支援、小学校との連携、特別支援教育の充実等に向けて、岐阜県幼稚園教育研究協議会に研究を委託し、調査研究及び実践的な取組を推進する。

第15節 生徒指導

1 現 況

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切に教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」という認識のもと、全教職員が丸となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的な生活習慣に関わる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況がみられる。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむチームとしての学校づくりに取り組む。また、時代の変化と新たな社会環境の中に生き

る子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

2 施 策

＜小・中学校＞

(1) 事業の推進

- ア 自殺未然防止・不登校児童生徒支援事業（ＳＯＳの出し方に関する教育）
- イ いじめ防止総合対策事業（いじめ防止対策事例演習会）
- ウ スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全171中学校区、全5義務教育学校）
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 県内6つの教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（1名）、暴力行為等防止支援員（5名）を配置する。）
- オ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当7名）
- イ 不登校対策指導主事の配置（6教育事務所に6名。地域担当生徒指導主事6名併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 生徒指導主事連絡協議会
- イ 中学校高等学校生徒指導連絡会
- ウ 小中新任生徒指導主事講座
- エ 総合教育センターの講座
- オ 教育相談体制の充実を図るためのスクールカウンセラー等連絡協議会
- カ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議（あったかい言葉かけ県民運動）
- キ 学校・フリースクール等連携協議会

＜高等学校＞

(1) 事業の推進

- ア 自殺未然防止・不登校等児童生徒支援事業（ＳＯＳの出し方に関する教育）
- イ いじめ防止総合対策事業（学校いじめ対策チーム派遣、県いじめ防止等対策審議会設置、県立学校いじめ防止等対策組織運営、いじめ防止対策事例演習会）
- ウ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
- エ いじめ・不登校未然防止アドバイザー派遣事業（予防教育・予防研修）
- オ スクールカウンセラー等活用事業（文部科学省補助事業 全公立高等学校・特別支援学校）
- カ スクールソーシャルワーカー活用事業（文部科学省補助事業 6教育事務所に配置）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（高校担当7名）
- イ 県立学校いじめ防止等対策組織の設置（全県立学校に弁護士・SC等を配置）
- ウ 県いじめ防止等対策審議会の設置（条例に基づく県教育委員会の附属機関）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
- イ 高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
- ウ 地区別高・特生徒指導主事会議

- エ 地区別高・特教育相談担当者会議
- オ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議（あったかい言葉かけ県民運動）

第16節 教育相談

1 現 況

- (1) 目 的
幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。
- (2) 重 点
 - ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
 - イ 高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に将来的な社会的自立に向けた支援
- (3) 相談の内容
 - ア 不登校に関する相談
 - イ いじめに関する相談
 - ウ 学校生活に関する相談
 - エ 家庭生活に関する相談
 - オ 特別支援教育に関する相談
 - カ 学校教育相談の在り方に関する相談
 - キ 進路に関する相談
 - ク その他教育全般に関する相談
- (4) 相談事業の概要
 - ア 来所相談
 - ・相談日時 月曜日～金曜日の9：00～17：00（予約制）
 - イ 電話相談
 - ・子供ＳＯＳ２４ 365日24時間対応
フリーダイヤル 0120-0-78310
 - ・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）
月曜日～金曜日の9：30～16：15
フリーダイヤル 0120-745-070
 - ウ SNSを活用した相談
 - ・相談期間 令和5年5月及び8～9月、令和6年1月及び3月の年間4期実施予定
 - ・相談時間 17:00～22:00
- (5) 令和4年度の教育相談実施回数

	電話相談	面接相談
総合教育センター	1,570回	266回
教 育 事 務 所	357回	12回
計	1,927回	278回

- ・前年度に比べ、面接相談回数、電話相談回数ともに減少した。内容的には、面接相談においては、不登校に関する相談が多く、電話相談においては、学校生活に関する相談が多かった。

2 令和5年度の計画

(1) 学校内教育支援センター

- ・学校や教室に居づらくなり落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内で安心して心を落ち着ける場所があり、個別の学習支援や相談支援を受ける体制を整備することで、生徒が早期に学習や進学への意欲を回復し、自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すための支援を行う。

(2) 岐阜県教育支援センター「G-プレイス」（適応指導教室）

- ・岐阜県内の高校生や中途退学者等、高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に、将来的な社会的自立に向けた支援を行う。
- ・本人、保護者及び関係者に対して、相談者の状況に応じて、教育相談、心理相談、適応指導、学習支援、体験活動、進路相談等を行う。

(3) 教育相談連絡協議会

- ア 各教育相談業務専門職の関わる事例について、具体的な指導や連携の在り方等を検討し合うとともに、専門家からの指導、助言を通して、地域における教育相談業務を一層充実させる。

イ 年3回開催

(4) 教育相談実践研修会

- ア 児童生徒がかかえる学校適応上の諸問題を解決するための教育相談活動の一層の充実を図り、各学校及び各関係諸機関で教育相談業務に携わる教職員及び担当者、各種相談員の専門的知識・技能の習得と、資質の向上を目指す。

イ 大学教官や精神科医を招き、教育相談の今日的な課題に関する講演や演習を行う。

ウ 年3回開催

(5) 学校・フリースクール等連携協議会

- ア 学校とフリースクール等との相互理解・連携協力に係る内容や方法、取組などを協議し、必要に応じて、不登校児童生徒支援の現状や課題について意見を伺い、各所属の好事例なども幅広く共有する機会とする。

イ 年2回開催

(6) 不登校児童生徒サポートセミナー

- ア 不登校児童生徒の保護者、市町村教育委員会・教育支援センター担当者、学校関係者、フリースクール等民間施設関係者を対象としたセミナーを開催し、学校との連携の在り方や家庭における支援、高等学校等への進路情報等についての情報を提供する。

イ 年1回開催

第17節 P T A 活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのためのP T A活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するためのP T Aの諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県P T A連合会活動の奨励

県内小中学校のP T Aの発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校P T A連合会活動の奨励

県内高等学校及び特別支援学校（高等部）P T Aで組織され、それぞれの単位P T Aの連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第2章 指導計画

第1節 令和5年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

<小・中・義務教育学校>

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の実教育水準の向上を図る。

令和5年度 研究指定校及び指定市町村

主 催：	「文」文部科学省 「ス」スポーツ庁 「国」国立教育政策研究所 「県」岐阜県
	「団」諸団体
予 算：	「委」委託事業 「支」支出委任事業 「補」補助事業
	「執」県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業
指 定：	☆ 新規事業での新規指定 ○ 既存事業での新規指定
	□ 既存事業での継続指定（指定最終年度も含む）

(1) 教育総務課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	県	□30～ R5 (R5)	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	委	小： 3校 中： 2校 義： 1校 特： 1校	小： 5校	小： 4校 中： 1校	小： 3校 中： 2校	小： 1校 中： 4校	小： 1校 中： 2校 義： 1校

(2) 義務教育課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	○R4～R5	道徳教育の抜本的改善充実 道徳教育パワーアップ実践事業 (道徳教育地域支援事業)	委				美濃加茂市・東中	恵那市・長島小	
2	文	○R5	幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）	旅	本巣市	大垣市			土岐市	
3	文	○R5～R6	人権教育研究指定校事業	委						白川郷学園
4	文	□R4～R6	人権教育総合推進地域事業	委	川島中学校区					
5	県	☆R4～R8	NEW！GIFU ウェブラーニング（教科学習新システム）活用推進事業	委	瑞穂市・中小	大野小	大矢田小	蜂屋小	養正小	神岡小
6	県	□○R3～ R5	ICT 活用モデルの構築・推進事業	委	岐南・西小 岐南中	関ヶ原小 関ヶ原中	博愛小 武芸川中	太田小 西可児中	土岐小 瑞浪北中	花里小 日枝中
7	県	□○R5	英語教育推進事業	旅	竹鼻小 生津小 北方・南学園	中川小 早和中	下有知中	西可児中	笠原小 中津川・南小	金山小
8	文	☆R3～R5	外国人児童生徒キャリア支援事業	補				可児市小学校 中学校		
9	県	□R5～R6	道徳教育振興会議実践協力校 (岐阜県道徳教育振興会議)	執						下呂小
10	県	□R4～R5	人権教育協議会研究協力校（岐阜県人権教育協議会）	執		谷汲小 谷汲中				
11	県	○R5	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業（恵みの森づくり推進課）	執		垂井小	大和北小			荘川中
12	県	□R5～R6	金融・金銭教育研究校 (県金融広報委員会／県環境生活部県民生活相談センター)	執					下石小	
13	文	○R5	地域と学校の連携・協働体制構築事業・コミュニティ・スクール導入促進、取組充実	補直				美濃加茂市 川辺町		下呂市
14	団	○R5	人権推進校 (岐阜県方法務局人権擁護課)	執		大野町・中小	武芸小 大和西小	坂祝小	小泉小 恵那東中	清見小
15	国	○R4 (～R6:予定)	幼保小の架け橋プログラム事業	委	北方町 北方小等	神戸町 南平野小等		可児市 東明小等	土岐市 泉西小等	飛騨市 古川西小等

番	主 催	年 度	指 定 名 称	予 算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
16	県	☆R5～R7	「指導と評価の一体化」による学習評価の充実・推進事業	加納小 加納中 執		関ヶ原小	美濃中	西可見中	中津川・ 南小	日枝中

(3) 学校安全課

番	主 催	年 度	指 定 名 称	予 算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	□R5	学校安全総合支援事業	委		池田町				

(4) 体育健康課

番	主 催	年 度	指 定 名 称	予 算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	団	○R5～6	生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業（日本学校歯科医会）	委		仁木小				
2	団	□R4～5	学校歯科保健推進指定校（岐阜県歯科医師会）	補	岐阜市					
3	団	○R5	岐阜県学校歯科保健研究大会（岐阜県歯科医師会）	補	岐阜市					
4	団	○R5	岐阜県学校保健研究大会（岐阜県学校保健会）	補			関市			
5	県 団	○R5	栄養教諭を中核とした食育推進指定校事業	執	真正中					
6	文	○R5	がん教育総合支援事業 がん教育推進指定校授業研修会 兼指導者講習会	委		日新中	昭和和			竹原中
7	県	○R5	健康教育支援事業〔いのちの授業講師派遣〕	執	糸貫中	北和中	大和中	川辺中	第一中	神岡中

<高等学校>

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 令和5年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパーサイエンスハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指定年度	研 究 主 題
恵 那 高 校	理数系教育	R4～R5	主体的な問題発見能力、論理的思考力と国際性を備えた科学技術系人材の育成

3 地域連携による活力ある高校づくり推進事業

(1) 目的

生徒数の動向から活性化が求められる高校について、学校と地域を強く結びつける活動を通じて、地域の魅力を知り、課題を発見・解決する学習を推進する。

(2) 指定校 19 校

＜グループ 1＞ 不破高等学校、郡上北高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、瑞浪高等学校、土岐紅陵高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、高山工業高等学校、飛騨神岡高等学校

＜グループ 2＞ 山県高等学校、揖斐高等学校、池田高等学校、海津明誠高等学校、関有知高等学校、恵那農業高等学校、中津商業高等学校、中津川工業高等学校、吉城高等学校

(3) 内容

- ・デュアルシステムによる企業実習
- ・自治体・地元企業との連携による地元の特産品を素材とした 6 次産業学習
- ・地元小中学生との交流事業
- ・地元企業・自治体等と連携した地域イベントへの参画 等

4 地域課題探究型学習推進事業

(1) 目的

関連する自治体、高等教育機関や企業等との協働により、地域の魅力を知り、課題を発見・解決する学習を推進する。

(2) 指定校 13 校

羽島北高等学校、各務原高等学校、各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、羽島高等学校、大垣南高等学校、大垣西高等学校、郡上高等学校、武義高等学校、加茂高等学校、多治見高等学校、中津高等学校、益田清風高等学校

(3) 内容

- ・教育、福祉、観光、防災等の地域課題を発見し、解決策を模索する。
- ・自治体職員、大学研究者、地元企業より派遣された講師等による出前講座やワークショップ等を実施する。
- ・フィールドワーク、ICT の利活用によるデータの分析、論点の整理など、実践的な探究学習による解決法の提案を行う。

5 清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業

(1) 目的

小・中・高等学校・特別支援学校の全ての校種において、岐阜県が誇る自然・歴史・文化・産業等に関する施設・史跡等で行う体験活動の機会を創出し、岐阜県の魅力を新たに発見したり、見識を広げたりすることを通して、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を強くもち、心豊かでたくましい子どもを育む教育の一層の推進を図る。

(2) 指定校

県立学校においては、全 83 校が順次指定を受けて事業を実施する。令和 5 年度指定は、岐阜北高等学校、加納高等学校、岐阜城北高等学校、岐阜商業高等学校、各務原高校、本巣松陽高等学校、岐阜農林高等学校、岐阜工業高等学校、大垣北高等学校、大垣南高等学校、郡上高等学校、関高等学校、加茂農林高等学校、可児高等学校、中津商業高等学校、吉城高等学校、飛騨神岡高等学校、華陽フロンティア高等学校、長良特別支援学校の 19 校。市立高校においては、岐阜市立岐阜商業高等学校、関市立関商工高等学校、中津川市立阿木高等学校の 3 校

(3) 具体的な施設・史跡名

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ、奥の細道むすびの地記念館、岐阜関ヶ原古戦場記念館、郡上八幡城、郡上八幡博覧館、ひるがの

高原・牧歌の里、ぎふワールド・ローズガーデン（旧花フェスタ記念公園）、サイエンスワールド、高山陣屋、飛騨高山まちの博物館、白川郷など

6 地域創生キャリアプランナー設置事業

(1) 目的

就職希望者に対する就職支援に加え、大学等卒業後の地元就職を含めた進路情報、地域や地元企業に関する地域課題を高校生へ提供することで、地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。

(2) 配置校 19校（内5校は拠点校）

山県高校、羽島高校、揖斐高校、池田高校、海津明誠高校、郡上北高校、東濃高校、加茂高校（定時制）、八百津高校、瑞浪高校、恵那南高校、東濃フロンティア高校、坂下高校、吉城高校

<拠点校>

華陽フロンティア高校（定時制）、不破高校、関有知高校、土岐紅陵高校、飛騨神岡高校

(3) 内容（キャリアプランナーの職務）

- ・キャリア教育、就職指導に関する教職員へのノウハウの提供
 - ・地元企業の就職情報の収集及び生徒、保護者等への情報提供
 - ・外部機関とのコーディネート（企業訪問等による新規求人開拓業務含む。）
 - ・面接指導、マナー指導、相談等、生徒への就職指導全般
 - ・その他キャリア教育に関する講話等、校長がキャリア教育、就職指導において必要と認める業務
 - ・大学や専門高校卒業時に必要な資格等に関する情報収集及び高校への情報提供
 - ・大卒者・専門学校卒業者にに関する求人情報の情報収集及び高校への情報提供
 - ・地域、地元企業の声や課題等の情報収集及び探究的な学習活動等で取り上げる地域課題の高校への情報提供
- さらに、各地域の拠点校に配置されるキャリアプランナーは、以下の職務を加える。
- ・城内の配置校と地元企業が必要としている人物像等について情報共有を図り、各校でのキャリア教育を支援する。

7 理数教育フラッグシップハイスクール

(1) 目的

新高等学校学習指導要領において新科目「理数探究基礎」及び「理数探究」が設定されたことを受けて、主体的・協働的に課題に取り組み、自ら学ぶことのできる生徒の育成を推進するための探究的な学習（課題発見・解決型学習）のカリキュラムを研究・開発する。

(2) 研究指定校 5校

岐阜高等学校、岐山高等学校、岐阜農林高等学校、大垣東高等学校、吉城高等学校

(3) 内容

ア 探究的な学習（課題発見・解決型学習）のカリキュラム開発

理数科の科目である「課題研究」等で培った指導方法を基に、効果的なカリキュラムの研究開発を実施する。

イ 研究成果を他者に伝える能力の育成

1 プレゼンテーションやディスカッション等の実施

- 2 学校内外でのポスター発表への参加
- 3 各種研究発表大会での発表等を実施
- 1～3により、研究の成果を適切かつ的確に他者に伝える能力の育成を図る。
- ウ 知的好奇心を刺激する教育環境の実現
 - 大学等の高等教育機関、研究機関、企業等と連携・協力し、探究的な学習を行うために必要となる充実した教育環境の実現を図る。

8 地域共創フラッグシップハイスクール

(1) 目的

地域の魅力を知り、課題を発見・解決することで、地域の将来を担う当事者としての意識を向上させるとともに、グローバル化に対応するコミュニケーション能力や課題解決力等の国際的素養を身に付け、地域創生などの様々な分野で活躍できるリーダーを育成する。

(2) 研究指定校4校

岐阜商業高等学校、関高等学校、多治見北高等学校、斐太高等学校

(3) 内容

地域の課題を発見・解決する探究的学習において、次の4つの観点の育成を目指すこと。

- ① 課題発見・課題解決力
- ② 語学力・コミュニケーション能力
- ③ 異文化及び自国や地域の文化に対する理解
- ④ 主体性・積極性、協調性・柔軟性、責任感・使命感

(4) 実践研究の例

- 海外フィールドワーク等によるグローバルな視点からの地域課題の発見・解決
テーマ「地域における持続可能な社会づくりへの提言」

海外フィールドワークで地元企業の現地法人や現地教育機関等と連携して、環境・医療・教育等の諸課題について課題研究を行い、グローバルな視点から、地元企業・自治体等関係機関へ地域課題解決に向けた提言を行う。

- 自治体・大学・企業等との連携による地域の魅力発掘及び地域課題の発見・解決
テーマ「外国人の増加に伴う『多文化共生社会』に向けた地域連携」

地元自治体・企業等と多文化共生社会に向けた意見交換等を行うとともに、海外の先進事例に関するフィールドワークを導入する等、地域課題解決の探究的学習を通して施策提言を行う。

(5) スーパーハイスクール各校の交流

スーパーハイスクール各校の生徒の意見交換や発表の場を設定し、生徒同士の連携を促進することにより、研究成果のより一層の発展を目指す

- 地域共創フラッグシップハイスクール4校

岐阜商業高等学校、関高等学校、多治見北高等学校、斐太高等学校

- グローバル探究実践事業指定校7校

岐阜北高等学校、長良高等学校、加納高等学校、岐阜工業高等学校、大垣北高等学校、可児高等学校、恵那高等学校

- 理数教育フラッグシップハイスクール5校

岐阜高等学校、岐山高等学校、岐阜農林高等学校、大垣東高等学校、吉城高等学校

9 グローカル探究実践事業

(1) 目的

- ・文系・理系の枠に捉われない探究的な学習活動を通して、地域をはじめとする実社会における課題の発見・解決や社会的な価値を創造する資質・能力の育成を図る。
- ・国内外の高等教育機関や地域等との連携充実に図り、主体的に設定した課題に対し、ICTを積極的に活用するなど、教科・科目の枠を超えた、協働的・探究的な学習活動に取り組む県立高等学校を指定し、カリキュラムの研究開発や実践を進める。
- ・グローバル社会に対応するコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等の向上に資するため、優れた研究成果の発表等により全国レベルの各種研究大会等へ参加する県立高等学校を支援する。

(2) 研究指定校 7校

岐阜北高等学校、長良高等学校、加納高等学校、岐阜工業高等学校、大垣北高等学校、可児高等学校、恵那高等学校

(3) 内容

① 実社会とつながる学びの充実

「総合的な探究の時間」等を活用し、主体的な課題発見・解決能力を育成するとともに、教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって実社会の課題を探究することで、学びを実社会とつなげる。

② 高等教育機関や産業界など地域との連携強化

課題研究を行うには、大学や地域の企業と連携し、フィールドワーク等の支援が必要である。積極的にICTを活用しながら、外部機関や地域との国内外の大学・研究機関や国際的な企業、地域関係者等、これまで連携してきた外部機関との協働的な取組を充実させることで、つながりの強化が期待される。

③ 成果の普及

優れた研究成果の発表等により、全国レベルの各種研究大会に参加し、その成果を県内の県立高等学校へ普及することにより、県内全体の探究活動の質的向上につながる。

10 遠隔教育実証研究事業

(1) 目的

少子化が進み、将来的に県立高校の小規模化が見込まれる中、多様な学びのニーズへの対応、コミュニケーション能力や社会性の育成に対応できる手段として、円滑な遠隔授業の実施に向けた指導方法等の実証研究を行う。遠隔授業の効果と課題を検証するにあたり教員の研修会、授業や教材の検討会などを行う。

(2) 教員の研修会、授業や教材の検討会などを行う。

(3) 実施校

少子化により将来的に小規模化が進むことが見込まれるG1の高校3校と、当該校を遠隔授業によりサポートする高校を1校指定。計4校、2地域で実施する。

- ▶ [中濃] 郡 上 北 ⇄ 郡 上 (普通科の小規模校と大規模校)
- ▶ [東濃] 恵 那 南 ⇄ 土岐紅陵 (総合学校の小規模校同士)

11 「NEW! G I F Uウェブラーニング」活用推進事業

(1) 目的

各小・中学校において1人1台端末及びネットワーク環境が整備される中、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの力を最大限に引き出す「個別最適化な学び」

と「協働的な学び」を実現するために、教育データの効果的な利活用による学びの改革が求められている。本県では、平成29年度より県内の全公立小学校に、個のつまずきにに応じて学び直しができる機能を有した「教科学習Webシステム」を導入し、学校での授業や家庭学習において利用が進んでいる。しかし、システム内に蓄積される学習履歴（スタディ・ログ）を十分に活用できていないという課題があった。そこで、平成31年度から3年間、国委託事業「学校における先端技術の活用に関する実証事業」に取り組み、「教科学習Webシステム」で生成されるスタディ・ログを分析し、授業改善や学習支援につながる情報をタイムリーに提供できるようにする等、新たなシステムの構築について実証を重ねてきた。本事業では、この国事業で得られた知見を生かし、各学校において、スタディ・ログ等を有効に活用し、全ての児童が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整して学び続け、学ぶ意義や楽しさを実感する授業改善を図っていく。併せて、県全体の状況（どこでつまずいているのか）等、ビックデータの分析を進め、各学校の学力向上に向けた取組を効果的に支援できるようにする。

(2) 推進校 6校

- ・瑞穂市立中小学校 ・大野町立大野小学校 ・美濃市立大矢田小学校
- ・美濃加茂市立蜂屋小学校 ・多治見市立養正小学校 ・飛騨市立神岡小学校

2 節 訪問指導

< 幼・小・中・義務教育学校 >

1 令和4年度の事業と実績

(1) 義務教育課指導主事

ア 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。

イ 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

ウ 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

エ 人権教育推進のための教員研修の充実と地域の実情把握

(2) 教育事務所指導主事

学校支援課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

2 令和5年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「小・中学校及び幼稚園教育指導の方針と重点」の具現を図るとともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県の教育水準の向上を図る。

義務教育課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下「教育支援課」という。）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導・助言又は援助を行う。また、各市町村教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

イ 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

ウ 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

義務教育課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

エ 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、義務教育課と教育支援課との分担は、ウに準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に市町村教育委員会及び当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の主体的な取組を推進するために、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡を取りあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所で決定する。

＜高等学校＞

1 令和4年度の事業と実績

(1) 学校支援訪問

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法の改善、教科等の指導の充実に向けての支援を行った。

2 令和5年度の重点と具体策

(1) 高校教育課学校訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び教育活動の参観を通して実態を把握し、学校組織や運営の活性化、学校の抱える課題の解決、指定事業の充実、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底等が図られるように指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、基本訪問、要請訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 基本訪問では、授業参観及び面談を通して、人事と指導の両面から人的情報を収集するとともに、指導方法等に課題や悩みを持つ教員や、先進的な取組をしている教員等への支援助言を行う。

(イ) 要請訪問では、学校からの要請に応じて、学校の抱える課題の解決等につながる支援・指導を重点的に行う。

第3節 教育課程講習会

1 小学校・中学校・義務教育学校

令和5年度教育課程研究協議会

ア 目的

学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

イ 主催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参加者

小学校、中学校及び義務教育学校とも各教育事務所管内に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・令和5年度については、各教育事務所よりオンライン方式で、半日（3時間）開催とする。
- ・令和5年度は、3か年計画の第3年次とする。
- ・日にちと開催する部会は、以下のとおりとする。

小学校及び義務教育学校（前期課程）

日にち	部会	
	午前	午後
7月24日（月）	理科、外国語・外国語活動	音楽、図画工作
7月25日（火）	算数、生活	社会
7月26日（水）	特別支援教育	体育、家庭
7月27日（木）	国語	総合的な学習の時間
7月28日（金）	特別活動	特別の教科 道徳

中学校及び義務教育学校（後期課程）

日にち	部会	
	午前	午後
7月10日（月）	理科、外国語	美術
7月11日（火）	数学	特別支援教育
7月12日（水）	社会、音楽	保健体育、技術・家庭
7月13日（木）	国語	総合的な学習の時間
7月14日（金）	特別活動	特別の教科 道徳

2 高等学校

(1) 令和4年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会

イ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の各教科担当者のうち、全教員の約4分の1が参加した。

ウ 期日・会場 8月17日（火）・18日（水）のうち1日間 オンライン

エ 研究部会 総則・特別活動、国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

オ 講 師 学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

(2) 令和5年度教育課程講習会の実施計画

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施。

ア 目 的 学習指導要領（平成30年3月告示）の内容の理解促進を図る。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の教員等

エ 期日・会場 8月22日（火）・18日（木）のうち1日間 オンライン

オ 研究部会 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

カ 講 師 高校教育課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

3 特別支援学校

令和5年度特別支援学校教育課程研究協議会【集合型・オンライン併用による開催】

ア 目 的

特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催

岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 特別支援学校教員のうち約200人

エ 期日・会場

7月27日（木）〔午前〕全地区 〔午後〕岐阜地区・西濃地区

7月28日（金）〔午前〕美濃地区・岐阜地区 〔午後〕可茂・飛騨・東濃地区

オ 講 師

特別支援教育課の指導主事及び県教育委員会が推薦した者とする。

第4節 年間研修計画

1 令和5年度幼・小・中・義務教育学校研修事業の運営

(1) 義務教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	へき地・複式 教育研修会	・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象とする。（へき地・複式の学校勤務でない教員6年目以内の教員も可、希望者） ・各教育事務所の実情に応じた同数を実施する。	へき地・複式 学校に初めて勤務する 教員等	1日	教育事務所で 定める
2	小 学 校 教 育 課 程 研 究 協 議 会	・3年計画で行う。 ・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。	岐 阜 県 内 の 小 学 校 及 び 義 務 教 育 学 校 に 勤 務 す る 教 員	半 日	各 学 校 (Web)
3	中 学 校 教 育 課 程 研 究 協 議 会		岐 阜 県 内 の 中 学 校 及 び 義 務 教 育 学 校 に 勤 務 す る 教 員	半 日	各 学 校 (Web)
4	幼 稚 園 教 育 課 程 研 究 協 議 会	・参加者は公立幼稚園・認定こども園（保育所型を除く）の全教員（園長含む）の3分の1程度 ・各地区の実情に応じて、希望する私立の幼稚園・認定こども園（保育所型を除く）の教員、保育行政担当者、保育所・認定こども園（保育所型）の保育士の参加を受け入れる。 ・夏季休業中に行う	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士等	1日	[岐阜・飛騨] [西濃] [可茂・美濃 ・東濃]

番 号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
5	教科書無償 給与事務連 絡 会	・市町村及び希望する学校の担当者が参 加する。	市 町 村 及 び 学 校 の 担 当 者	半 日	教育事務所で 定める
6	人権教育 幹部研修会	・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、 同和問題を重要な人権問題の一つとして 捉え、正しい認識と理解を一層深めると ともに、様々な人権問題を解決できる実 践力を高める人権教育推進の方途につ いて徹底を図る。 ・小・中・義務教育学校の校長、教頭、人 権教育主任等を対象とする。 ・人権教育教員研修会の参加者を除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。	該 当 者 (令 和 5 年 度 は 教 頭 対 象)	半 日	教育事務所で 定める。
7	人権教育 教員研修会	・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、 全教育活動を通じ、同和問題をはじめ 様々な人権問題に対する認識力・自己啓 発力・行動力を育成し、確かな人権感覚 を身に付ける教育活動の在り方について 理解を深め、教職員の資質能力の向上を 図る。 ・各小・中・義務教育学校1名の参加を原 則とする。(初任者、教務主任、人権教 育主任を除く)。 ・本研修未受講者又は前回受講から5年以 上経過している者を優先する。 ・学校長の判断で複数名の参加も可とし る。 ・昨年度の参加者は除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。	該 当 者 各 校 1 名	半 日 又 は 1 日	教育事務所で 定める。

(2) 特別支援教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	教 育 支 援 地 区 研 究 協 議 会	・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学支援等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。	市町村の教育支援担当者	半日を 2回	教育事務所で定める
2	特別支援教育コーディネーター研修会	・発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター (幼・小・中・義・高・特)	原則 半日を 2回	県で定める

(3) 学校安全課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	学 校 安 全 会 講 習 全 会	・生活安全、交通安全、防災教育等について、安全管理・安全教育及び管理職としての危機管理対応の内容について研修する。 ・今年度は、「生活安全」を重点に、学校事故や自然災害に対する学校の対応や危機管理マニュアルの見直し等について研修する。 ・教育事務所ごとで実施する。	管内公立の幼稚園、小・中・義・高等学校及び特別支援学校の教頭又は安全教育担当者・市町村教育委員会担当者1名	0.5日	各教育事務所及びWeb
2	学 校 防 災 力 向 上 講 座	・災害時の対応についてのスキルアップを目指した研修（HUG訓練やDIG訓練等）を行う。	学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員	4.0日	Web又は総合教育センター
3	情 報 モ ラ ル 指 導 者 養 成 講 座	・情報モラル教育を推進するための指導者の養成を行う。 ・最新の身近なネットトラブルを知り、情報モラル教育に関する講話を行うときに大切にすべきポイントを学び、講話の実践を通して指導者としての指導力を高める。	各地区において指導的立場として活躍が期待できる教員	1.5日	Web又は総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
4	小・中・中学校 新任生徒指導主事 講座	・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 ・各教育事務所にて運営に当たる。	新任生徒指導主事	半日	教育事務所です 定める
5	小・中・生徒指導 主事連絡協議会 講座	・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。	小中生徒指導主事	半日	教育事務所です 定める
6	小・中・高 生徒指導 連携強化 委員会	・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導連携体制の強化を図る。 ・幼・保の園長、小・中・義・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体（含PTA）の代表で構成する。 ・①「あったかい言葉かけ県民運動」②「居場所と絆づくり交流会」③「安心ネット啓発運動」①～③の順で配置。 ・各教育事務所において運営に当たる。	生徒指導関係者	2 日	教育事務所です 定める

(4) 体育健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体力向上マ ネジメント講習 会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・以下の実施種目を行う。 岐阜：器械運動系 西濃：表現運動系 可茂・美濃：体づくり運動系 東濃：体づくり運動系 飛騨：ボール運動系	体育主任、又はそれに準ずる者（各校1～2名）	2 日 注）内 1 日は自校での伝達	教育事務所です 定める
2	中学校体力向上マ ネジメント講習 会	・岐阜、飛騨地区において、「ダンス」における指導内容の理解と実技による指導方法の講習会を実施する。	各校体育担当教員（1～2名程度）	2 日 注）内 1 日は自校での伝達	教育事務所です 定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
3	高等学校体育 実技指導者 講習会	・高等学校の保健体育担当教員に対して、 学校体育実技（陸上競技）の指導方法を取り 扱う。	高校体育担 当教員 （公立：各校 1名 私立：希望 者）	1 日	県で定める
4	武道指導者 講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員 のうち武道の指導経験の浅い教員（希望 者）を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法 等を中心に実技研修を実施する（柔道）。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び 高等学校の 保健体育担 当教員の希 望者	1 日	県で定める
5	運動部活動 指導者研修会	・指定する3種目（テニス・トレーニング 法・卓球（女子指導法））について、指導 経験の浅い教員を対象に、効果的な指導 方法を研修する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校、高等 学校及び特 別支援学校 の希望者	各1日	県で定める
6	学校保健 講習会	・健康教育の現状と課題を踏まえた取 組について研修する。 ・中央研修の内容について情報共有し、 指導体制の改善を図る。	小・中・義 務教育学校 の養護 教諭	半日	教育事務 所で定め る
7	市町村教育 委員会学校 給食担当者 会	・国や県の学校給食に関する事業概要の 説明等により、給食管理及び食に関する 指導の在り方を内容とする。 ・衛生管理の徹底等について研修する。	市町村教育 委員会の学 校給食担当 者 1～2名	半日	総合教育センター
8	栄養教諭・ 学校栄養職 員研修会	・給食管理・衛生管理の徹底を図る。 ・学校給食を生きた教材として活用した 食に関する指導の在り方について研修 する。	栄養教諭 及び 学校栄養 職員	1 日	ミナモホール （岐阜市）

(5) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	幼稚園等 新規採用教 員研修	・教育公務員特例法第23条及び附則抄第4条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル〉を踏まえて実施する。 ・義務教育課に設置されている「幼稚園教育担当」や私学振興・青少年課、子育て支援課と連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・園内研修は、園長・研修指導員（公立）、園長等（私立）により行う。	公・私立幼稚園及び幼 保連携型認 定こども園 の新規採用 教員 （岐阜市含む）	園内 10日 園外 8日	総合教育センター OKBぎふ清 流アリーナ 岐阜県博物館 教育事務所 等
2	初 任 者 研 修 （小・中・義）	・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・初長連は年1回、初指連は年2回を原則として、各教育事務所において地区の実情に応じて実施する。 ・連携校研修は教育事務所が行う。（可能な範囲で事務所指導主事が出向き、指導を行う。） ・市町村教育委員会での研修に、普通救命講習を位置付ける。また、2日間のうち、1日を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け、企業や公共施設等での体験的な研修とする。 ・小学校教諭「特別支援学級・通級指導教室枠採用の初任者」は、事務所研修の3日間について、「特別支援学級（小・義）・言語通級指導教室新任担当教員研修」、「特別支援学級（中・義）新任担当教員研修」、「発達障がい支援担当教員養成事業スタート研修」を受講する。	初任者	校内 150曜日 校外 14日	総合教育センター 教育事務所 市町村教委

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
3	新規採用 養護教諭 研 修	・校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。 ・配置校校長は、指導者連絡協議会実施する。 ・校外研修は、教育センター10日、教育事務所1日を行う。 ・教育事務所で実施する配置校研修は、各教育事務所で設定し、実施する。	新規採用養護教諭 (岐阜市含む)	校内 60時間 校外 11日	総合教育センター 教育事務所
4	新規採用 栄養教諭 研 修 (新規採用・任用替)	・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校内研修には、調理場での研修を含む。 ・校外研修は、総合教育センター3日、実地研修2日、研究授業会場1日の研修を行う。 ・配置校校長、指導者連絡会議を実施する。	新規採用 栄養教諭 (新規採用・任用替) (岐阜市含む)	校内 13日 校外 6日	総合教育センター 実地研修会場 研究授業会場
5	新規採用実 習助手研修 (高・特)	・高等学校の理科・家庭・農業・工業・商業・特別支援学校の新規採用実習助手を対象とする。 ・はじめての常勤講師研修と一部合同で実施する。 ・1日目は合同で、2、3日目は教科ごとに実施する	新規採用実 習助手研修	校外 3日 特支は 2日	総合教育センター 各県立学校
6	基礎形成 研 修 (小・中・義)	・自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、実践することで教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、管理職との面談を基に重点を置く自己課題を明確にし、自身の研修課題となる項目を挙げ、校内での研修について管理職と共にプランニングをする。 ・校外研修は、基礎形成選択講座から選択して受講する。 ○2・3年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、3講座以上受講する。 ○4・5年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、2講座以上受講する。	2年目～5 年目教員 ※初任者を受 講した者で、 令和5年4月 1日で教職経 験が満1年か ら満4年を経 過した教員	校内自己課 題による 校外2・3 年目の2年 間に3講座 以上 4・5年 目の2年 間に2講 座以上	総合教育センター 岐阜大学教育 学部付属小中 学校 等

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
7	6 年 目 研 修 (小・中・義)	・校外研修は3日間実施する。 ①1日は総合教育センターで全体に関わる研修（各種教育活動、メンター養成研修、教員のライフプランに関する研修等）を行う。②1日は教科教育に関わる研修を岐阜大学で行う。③センターの選択講座より1講座以上受講する。 ・校内研修では、学習指導、生徒指導、経営・分掌に関する研修を行う。	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 3日 校外 3日	総合教育センター2日 岐阜大学1日
8	6 年 目 研 修 (養護教諭)	・校内研修については、保健教育の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、1日は主として大学連携講座として健康相談にかかわる研修を実施する。	6年目養護教諭 ※教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭 (岐阜市含む)	校内 1日 校外 3日	総合教育センター2日 大学連携1日
9	6 年 目 研 修 (栄養教諭)	・校内研修については、指導案を作成して食に関する指導の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、総合教育センターで行う全体研修を1日、大学連携で行う個別的な相談活動に関わる研修1日を実施する。地区別の公開授業代表者による研修1日は、研究指定校の授業公開参観とする。	6年目栄養教諭 ※教職経験が満5年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭 (岐阜市含む)	校内 1日 校外 3日	総合教育センター2日 研究授業会場1日
10	中堅教諭等 資質向上 研 修 (幼稚園等)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・義務教育課に設置されている「幼稚園教育担当」や私学振興・青少年課、子育て支援課との連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員 (岐阜市含む)	園内 10日 園外 8日	総合教育センター3日 選択研修会場 5日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
11	中堅教諭等 資質向上 研 修 (小・中・義)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・「共通研修」は、3日間行う。 1日は総合教育センターで中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修(外国人児童生徒への教育の推進、キャリア教育への推進等)、2日間は教育事務所で教科等の専門性や実践力を向上させる研修を行う。 ・「選択研修」は、選択の幅を広げるとともに、選択研修5日間のうち、1日を地域貢献活動に充てる。また、県や市町村教育委員会(総合教育センター等)が主催する講座、校種の異なる学校等を訪問して行う研修等を積極的に受講する。	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 18日 校外 7日	総合教育センター 1日 教育事務所 1日 選択研修会場 5日
12	中堅教諭等 資質向上 研 修 (養護教諭)	・校内研修を5日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修の6日間のうち、3日間は全体研修(養護教諭の職務、保健室経営、学校組織マネジメント研修、中堅教員のライフプランに関する研修等)を行い、3日間を「自己課題に応じた研修(選択研修)」に充てる。	12年目養護教諭 ※原則、教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭 (岐阜市含む)	校内 5日 校外 6日	総合教育センター 3日 選択研修会場 3日(内1日は指定講座とする)

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
13	中堅教諭等 資質向上 研 修 (栄養教諭)	・校内研修を5日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修6日間のうち、3日間は全体研修（総合教育センターで学校給食管理等に係る研修、組織マネジメント研修、中堅職員のライフプランに関する研修）を行い、3日間を「自己研修課題に応じた研修」（選択研修）に充てる。	12年目栄養教諭 ※原則、勤務経験が 5 満11年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭（岐阜市含む）	校内 5日 校外 6日	総合教育センター 3日 選択研修会場 3日
14	市町村立 小中学校等 事務職員 1年目研修	・1年目の市町村立小中学校等事務職員に対し、職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「学校事務職員になるにあたって」「給与、服務、福利厚生に関する事務について」「小中学校等事務職員の職務と共同学校事務室等について」「学校事務職員の各種実践」「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」「岐阜県教育ビジョンと学校事務職員像について」等の内容を設定する。	1年目市町村立 小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 （岐阜市含む）	校外 3日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留点	対象	期日	会 場
15	市町村立 小 中 学 校 等 事 務 職 員 3 年 目 研 修	・ 3 年目の市町村立小中学校等事務職員として、職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員として使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・ 「公務災害、給与、服務、福利厚生に関する事務について」「ICT 活用・情報管理について」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」等の内容を設定する。	3 年目市町村小・中・義務育・市立特別支援学校事務職員（岐阜市含む）	校外 3 日 ※内2日は各教育事務所主催	総合教育センター
16	新 任 校 長 研 修	・ 「第3次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・ 「労務管理（ハラスメント防止含む）」「学校組織マネジメント（働き方改革を含む）」「職場のメンタルヘルス」等の内容を設定する。 ・ 「危機管理（リスクマネジメント）」では、事例を基にしながら具体的な対応について法規を基に演習を行う。 ・ 外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。	新任校長 （ 岐 阜 市 含む）	校外 1 日 オンライン 0.5日×2 日 オンデマンド 1 回 (0.5日)	総合教育センター 勤務校Web

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
17	新任教頭 研 修	・新任教頭として、岐阜県の実行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「人材育成」「職場のメンタルヘルス」「学校の経理事務」「学校保健・学校安全と危機管理」「アンガーマネジメント(ハラスメント防止含む)」「特別支援教育」「労務管理」「コンプライアンス」「防災教育」等の内容を設定する。 ・「学校経理事務」は事務職員部会と、「メンタルヘルス」は教職員課との連携を図って講話を設定する。 ・「コンプライアンス」については、学校での諸問題について、事例を基にしながら演習を行う。	新任教頭 (岐阜市 含む)	オンライン 0.5日 ×3 校外 又は オンライン 1日 (選択)	勤務校Web 総合教育センター 又は 勤務校Web (選択)
18	新任部主事 研 修	・岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部に関する校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修を実施するとともに、実践交流においては本研修受講済の部主事を助言者として招聘する。 ・研修で身に付けた知識や他校のよりよい実践等を、早期に部運営へ生かせるよう、第1日目を4月、第2日目の研修を5月に実施する。	新任部主事 ※令和4年における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事 (岐阜市含 む)	校外 2日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
19	新任主幹教諭研修	・主幹教諭の役割について理解し、生徒指導、へき地教育に関わる学校の課題に対して、組織的に問題解決に導くための研修を通して校種や地域をまたいだ複数の学校での指導に対応できる資質・能力を育成する。 ・岐阜大学教職大学院との連携により開講する「スクールリーダー養成研修A」を受講する。	新任主幹教諭 (岐阜市含む)	オンライン 0.5日×2 1日 (内1日はスクールリーダー養成研修A)	勤務校Web
20	新任指導教諭研修	・指導教諭の役割について理解し、特別支援教育、多文化共生に関わる基本的な事項に対しての研修を通して、幅広い知見を身に付けるとともに、指導教諭としての使命感を高めたり、地域の学校や校内に実践を広めたりするなどして資質・能力の向上を図る。	新任指導教諭 (岐阜市含む)	オンライン 1日 校外 又は オンライン 1日 (選択)	勤務校Web 総合教育センター 又は 勤務校Web (選択)

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
21	特別支援 学級・通 級指導教 室新任担 当教員 研修 (小・中・義)	・Web研修の3日間は、午前にはオンデマンド配信による講義等を実施し、午後には地区（G1：岐阜、G2：西濃、G3：美濃、G4：可茂、G5：東濃、G6：飛騨地区）及び校種（小・義又は中・義）ごとのWeb 会議室にて演習等を実施する。 ・Web研修では、岐阜県の特別支援教育、特別支援学級や通級指導教室における授業づくり、教育支援、交流及び共同学習、教育課程の編成、個別的教育支援計画（個別の指導計画を含む）の作成等、担当者として必要な基礎的な知識や技能の習得を目的として講義及び演習を行う。 ・Web研修の演習等では、特別支援学校のコーディネーター、小中学校の指導教諭、管理職及び職員等の指導者から指導助言を得て、研修の成果と課題を明確にする。 ・校内研修では、指導案を作成した後、在勤校において研究授業及び授業研究会を実施する。校内研修終了後には、報告書及び実施した研究授業の指導案を提出する。	小・中・義務 教育学校の 特別支援学 級新任担当 教員及び通 級指導教室 新任担当教 員及び前年 度までの該 当者で当研 修を未受講 の担当教員	校内 1日 オンライン 3日	勤務校 勤務校Web
22	講師研修	・各地区において教育事務所主催で実施する。（期日や内容、会場等については、各教育事務所で定める） ・1～2日を原則とし、「教員としての服務や心構え」「児童生徒理解」「教科指導」等の講義、学校を会場とした授業研究会、公表会への参加を通じた指導力向上の研修等を、地区の実態に応じて位置付ける。 ・各教育事務所の要請に応じて教育研修課が講義を受け持つこと	常勤講師の 初任研及び 常勤講師研 の未受講者 及び希望者 非 常 勤 講 師 の 希 望 者	原則 校外 2日	各教育事務 所で定める
23	中学校 英語指導力 向上講座	・講義・演習・実践交流を通して、外国語科における主体的・対話的で深い学びを実現するための授業づくりについて学ぶ。	中 学 校 英 語 教 員 の 希望者	3 回 実 施 う ち 1 回 は 小 講 座 と 同 日 開催	総合教育セン ター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
24	小学校英語指導力向上講座	・外国語活動及び外国語科の指導と評価の在り方、言語活動の充実、教科書の扱い方等について、講義や実践交流を通して学ぶ。	小学校教員の希望者	3 回実施うち 1 回は中講座と同日開催	総合教育センター
25	小学校英語専科教員研修	・学習指導要領を踏まえた小学校英語教育に求められる指導の在り方や小学校英語専科担当教員の役割及び取組内容について理解を深める。実践交流等を通して専科教員同士のネットワークを構築する。	小学校で外国語科または外国語活動を指導している専科教員（講師、非常勤講師を含む）	2 回実施うち 1 回はオンラインで開催	総合教育センター
26	市町村立小中学校等事務職員主任研修	・市町村立小中学校等事務職員の主任として、主体的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主任）の職務について」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「カリキュラム・マネジメントについて」「共同学校事務室等について」等の内容を設定する。	新任主任 市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員（岐阜市含む）	校外 1 日	総合教育センター
27	市町村立小中学校等事務職員主査研修	・市町村立小中学校等事務職員の主査と昇任者に対して、組織的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得するとともに、事務主査としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主査）に期待すること」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「教職員等中央研修（事務職員研修）参加報告及び質疑応答」「共同学校事務室等について」等の内容を設定する。	新任主査 市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員（岐阜市含む）	校外 1 日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
28	市町村立 小中学校 等 事務職員 課長補佐 研修	・市町村立小中学校等事務職員の課長補佐として、学校経営を適切に補佐するために必要な知識・技能を習得するとともに、課長補佐としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（課長補佐）に期待すること」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「地域連携等の各種マネジメント業務について」「共同学校事務室等及び人材育成について」等の内容を設定する。	新任課長補佐 市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 （岐阜市含む）	校外 1 日	総合教育センター
29	スクール リーダー 養成研修	・岐阜大学教職大学院との協働により、教育法規や組織マネジメント、学校改革等にかかわる研修を実施し、将来の管理職としての資質向上を図る。 ・スクールリーダー養成研修 A（教育法規、組織マネジメント等）、B（学校評価、学校と地域との連携、学校の危機管理等）、C（カリキュラムマネジメント、特別支援教育論等）の3つのユニットを実施する。	スクールリーダー養成研修A ※新任主幹教諭、所属長が認めた者（養護教諭、栄養教諭、事務職員含む） スクールリーダー養成研修B、C ※所属長が認めた者（養護教諭、栄養教諭、事務職員含む）	A : Web 1 日 B : Web 1 日 C : Web 1 日	A、B、C ともに 勤務校Web

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 10 1	生 徒 指 導 ・ 教 育 相 談 担 当 者 会	市町教育委員会、少年セン ターの生徒指導担当者及び不 登校対策担当者	各学校の生徒指 導・教育相談、不 登校対策充実に向 けての支援の在り 方の実践交流・検 討等	4月17日 6月14日 10月16日 1月29日	総 合 教 育 セ ン タ ー（状況に応 じてWeb）
5 10	講 師 研 修	・常勤講師で初任者研修及び 当研修の未受講者 ・すでに受講済みで、参加を 希望する常勤講師	教職の基礎を固め るための、児童生 徒理解や学習指 導、教員の服務等	5月15日 5月19日 10月6日	総 合 教 育 セ ン タ ー（状況に応 じてWeb）
10	へき地・複式 教 育 研 修 会	へき地・複式学校に初めて勤 務する教員（悉皆） へき地教育及び少人数指導に ついて学びたい教員（希望）	へき地・複式学校 における学校・学 級経営並びに学習 指導、生徒指導等 について研究協議 を行い、指導力の 向上を図る。 ※西濃地区と共同開催	10月24日	揖斐川町立 春日小学校

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中 学 校 生徒指導主事 連 絡 協 議 会	小 ・ 中 学 校 生 徒 指 導 主 事 全 員	生徒指導主事として の任務の理解と生徒 指導上の課題	5月25日	Web開催
5	小・中学校新任 生徒指導主事 講 座	小・中学校の新任の生徒指 導 主 事 全 員	生徒指導主事の役割 と生徒指導上の問題 への対応	5月25日	Web開催
5 10	小・中・高・特 生徒指導連携 強化委員会	児童生徒の健全育成に関わ る 関 係 者 及 び 団 体	・校種間、関係機関等 において、生徒指導上 の今日的課題に対す る適切な対応を目指 した連絡、連携の強化	5月18日 10月26日	Web開催 Web開催

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
4 6 10 12	講 師 研 修	・常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 ・すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師	教職の基礎を固めるための、児童生徒理解や学習指導、教員の服務等	①4月25日 ②6月2日 ③小中別 10月20日 12月1日	ハートピア安八 Web開催 興文中学校 興文小学校
10	へき地・複式教育研修会	・へき地・複式学校に初めて勤務する教員（悉皆） ・へき地教育及び少人数指導について学びたい教員（希望）	へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、指導力の向上を図る。 ※岐阜地区と共同開催	10月24日	揖斐川町立 春日小学校

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校の生徒指導主事全員	・生徒指導にかかわる状況と重点 ・児童虐待の理解と対応について ・生徒指導体制・教育相談体制の確立に向けて ・いじめ・不登校の未然防止の取組	5月10日 5月12日 5月17日	郡上市総合文化センター 中有知地域ふれあいセンター 関市役所
4	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応	4月25日	中濃総合庁舎
6	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員	・へき地・複式学校における学習指導、学級経営、生徒指導の在り方	6月7日	郡上市立 大和西小学校

◇可茂教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小中高特生徒指導連絡協議会	生徒指導主事、生徒指導担当主幹教諭、各教育委員会担当者	・校種の違い、本年度の状況を踏まえた生徒指導上の諸問題について	5月22日	可茂総合庁舎
5	新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任生徒指導主事	・生徒指導主事の職務、地区における方針や取組について	5月22日	可茂総合庁舎

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
6	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する教 員及びへき地・複式 教育や少人数指導 等について学ぶ意 欲のある教員	・へき地・複式学校にお ける地域社会の実情（ふる さと教育等の特色ある 教育実践）、小規模・少人 数の特性を生かした教 育の在り方及び、へき 地・複式学校における学 習指導の在り方	6月15日	東白川村立 東白川小学校

◇東濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 12	講 師 研 修	講師経験 5 年目ま での常勤講師及び 非常勤講師の希望 者	・教育公務員としての役割、 特別支援教育等の講話 ・受講者のニーズに応じた 演習、グループ研修	4月21日 6月19日 12月21日	恵那総合庁舎 恵那総合庁舎 恵那総合庁舎
6 1	小・中・高・特 生徒指導連携 強化委員会	児童生徒の健全育 成に関わる関係者 及び団体	・校種間、関係機関等に おいて、生徒指導上の今日 的課題に対する適切な対 応を目指した連絡、連携 の強化	6月23日 1月24日	東濃フロンティ ア高等学校 恵那総合庁舎 及び各会場
11	へき地・複式 教育研修会	初めてへき地・複式 の小・中学校に勤務 する教員及び少人 数指導の在り方等 について学ぶ意欲 のある教員	・へき地・複式学校にお ける学校・学級経営ならび に学習指導の在り方	11月15日	中津川市立 加子母中学校
4 10 3	主幹教諭及び 指導教諭 連絡会議	小・中学校主幹教諭 及び指導教諭、市教 育委員会生徒指導 担当	・機能的な生徒指導、へき 地教育、特別支援教育等 の連携の在り方について 協議する。また、配置校、 配置区等における実践に ついて交流し、東濃管内 の指導の充実を図る。	4月18日 10月4日 3月13日	恵那総合庁舎 学校会場 （土岐市） 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する者	・へき地・複式学校におけ る教科指導の在り方と実 践交流	5月29日	高山市立 栃尾小学校
5	新任生徒指導 主事講座	小・中学校及び義務 教育学校の新任生 徒指導主事	・生徒指導主事としての知 識と技能の修得と活用	5月19日	Web開催
5	生徒指導主事 連絡協議会	小・中学校及び義務 教育学校の生徒指 導主事・主幹教諭	・不登校、いじめの未然防止 のための実践研究と協議	5月19日	Web開催
5	主幹教諭・指導 教諭実践交流 会	小・中学校及び義務 教育学校の主幹教 諭・指導教諭	・主幹教諭・指導教諭の役 割についての研修と学校 (校区)の課題について の実践交流	5月18日	飛騨総合庁舎

2 令和5年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

高校教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高 等 学 校 ・ 特別支援学校人権 教育担当者連絡会	人権教育担当者	約120	1 回	未定	オンライン開催
高等学校教育課程 講習会（各教科等）	各教科担当教員	約800	1 回	8 月22日	関係学校等

特別支援教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援教育コー ディネーター研修会	幼・小・中・義・高・特の 新任及び未受講の特別支 援教育コーディネーター	約280	半日を 2 回	4 月28日 11 月 2 日	県で定める

体育健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特 別 支 援 学 校 給食調理従事者会議	栄養教諭・ 学校栄養職員・ 調理従事者	35	半日	7 月26日	羽島特別支援学校
高等学校・特別支援 学校学校保健講習会	保健主事・養護教 諭	240	2 回	6 月26日 2 月 8 日	県庁 オンライン開催

教育研修課関係

番 号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	初任者研修 (高等学校・ 特別支援学 校)	・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・教員としての責任と使命感や、幅広い知見を身に付ける。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務と使命」「発達障がいへの理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育」（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・「初任者研修の手引き（指導者用）」に掲載した実施要項や計画書を基に実施する。 ・初長連、初指連は年1回を原則として実施する。	初任者	校内 150時間 校外 15日	総合教育センター 各県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
2	新規採用実習助手研修	・実習助手としての基礎的・基本的な知識・技能を習得する。 ・高等学校は1日目は総合教育センター、2日目は各県立学校、3日目は総合教育センターまたは県立学校で行う。 ・1日目は総合教育センターで、2日目は各校で常勤講師研修と合同で行う。	新規採用実習助手	校外 高3日 特2日	総合教育センター 各県立学校
3	基礎形成研修 (高等学校・特別支援学校)	・自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、実践することで教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、管理職との面談を基に重点を置く自己課題を明確にし、自身の研修課題となる項目を挙げ、校内での研修について管理職と共にプランニングをする。 ・校外研修は、基礎形成選択講座から選択して受講する。 ・2・3年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、3講座以上受講する。	2年目～5年目教員 ※初任研を受講した者で、令和4年4月1日で教職経験が満1年から満4年を経過した教員	校内自己課題による 校外 2・3年目の2年間に3講座以上	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
4	6 年 目 研 修 (高等学校・ 特別支援学校)	・学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を充実させるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「生徒指導、教育相談(いじめ対応)」「部活動の在り方(適正指導、安全指導)」「メンタルヘルス」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・「外国人生徒への日本語指導」「主権者教育に関わる研修」を実施する。 ・校外研修は、高等学校は3日間、特別支援学校は2日間行う。1日目は総合教育センターで全体にかかわる研修(各種教育活動及びメンター養成研修)を行う。2日目は教科教育または特別支援教育にかかわる研修を総合教育センターまたは県立学校及び岐阜大学で行う。高等学校の3日目は、初任者研修との合同のクロス研修とする。 ・校内研修では、各種教育活動の研修を3日間実施する。	6 年 目 教 員 ※教職経験が 満5年を経 過した教員 及び前年度 までの該当 者で当研修 を未受講の 者。	校内 3 日 校外 高 3 日 特 2 日	総合教育センター 岐阜大学 各県立学校

番 号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
5	中堅教諭等 資質向上研修 (高等学校・ 特別支援学校)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を一層高める。 ・「生徒指導、教育相談(いじめ対応)」「アングーマネジメント」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・校内研修は教科指導、生徒指導、経営・分掌の内容18日間行う。 ・校外研修は、7日間行う。総合教育センターにおける中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修、教科別研修(2日)、地域貢献活動(1日)、自己の課題に応じた研修(4日)を行う。	12年目教員 ※教職教員経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者	校内 18日 校外 7日	総合教育センター 各県立学校
6	新 任 校 長 研 修 (高等学校・ 特別支援学校)	・「第3次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「ハラスメント防止(労務管理含む)」「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント」「メンタルヘルス」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。 ・講座の一部については、小・中の「新任校長研修」との合同開催とする。	新任校長	校外 3日 オンライン 0.5日 オンデマンド 1回 (0.5日)	総合教育センター 勤務校Web

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	新任副校長 研修 (高等学校)	・本県教育行政上の基本的事項や副校長の役割について理解を図るとともに、学校の管理運営上の諸問題について研修を深め、管理職としての資質や能力の向上を図る。 ・「新任副校長への期待」「メンタルヘルス」「労務管理、公文書管理について」等の内容を設定する。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については医療機関に依頼をする。 ・定時制・通信制教育に関する専門性の高い講座内容を盛り込む。	新任副校長	校外 0.5日	総合教育センター
8	新任教頭 研修 (高等学校・ 特別支援学校)	・新任教頭として、岐阜県教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については外部の専門家に依頼する。 ・「教頭の役割」「アンガーマネジメント」「メンタルヘルス」「学校組織マネジメント」「法令演習」「部活動の現状」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」(コンプライアンス)等の内容を設定する。	新任教頭	校外 4日 校外 又は オンライン 1日 (選択)	総合教育センター 総合教育センター 又は 勤務校Web (選択)
9	新任部主事 研修 (特別支援学校)	・岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修内容に見直しを図るとともに、実践交流においては特別支援学校経験者の本研修終了済み部主事を助言者として招聘する。 ・他校のより良い実践を、早期に部運営に生かせるよう、第2回目の学部マネジメントに関する実践交流の実施日を、5月に実施する。 ・労務管理、ハラスメント防止等に関する研修を設定する。 ・組織マネジメントや、計画の立案等に関する事項についての研修を通して、主任、主事としての資質や能力の向上を図る。	新任部主事 ※令和4年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
10	新任3主任研修 (高等学校・特別支援学校)	・労務管理や著作権等に関する研修を設定する。 ・分掌に応じた関連研修を受講し、組織マネジメントや、職務に関する具体事項についての研修を通して、主任、主事としての資質や能力の向上を図る。	新任教務主任、新任生徒指導主事及び新任進路指導主事	オンライン 1.5日	勤務校Web
11	はじめての常勤講師研修 (高等学校・特別支援学校・養護助教諭)	・生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高める。 ・「個人情報の管理」「服務」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・高等学校・特別支援学校は総合教育センターにおいて2日、養護助教諭は総合教育センター1日、オンライン1日悉皆受講。 ・3日目(特別支援学校のみ設定)は県立特別支援学校での希望者受講研修とする。(Webによる実施)	初任研及び常勤講師研修を未受講の常勤講師及び非常勤講師の希望者	校外(必修) 2日 オンライン(希望) 特1日	総合教育センター 勤務校Web

第3章 令和5年度公立高等学校入学者選抜

1 日 程

○全日制・定時制

- ・岐阜県立高等学校出願承認願締切 令和5年1月10日～1月26日
- ・第一次選抜・連携型選拔出願期間 令和5年2月13日～2月16日
- ・第一次選抜・連携型選拔出願変更期間 令和5年2月17日～2月22日
- ・第一次選抜検査期日 令和5年3月 3日(4日)
- ・連携型選抜検査期日 令和5年3月 3日(4日)
- ・第一次選抜追検査期日 令和5年3月14日(15日)
- ・第一次選抜・連携型選抜合格発表、第二次選抜募集人員発表 令和5年3月17日
- ・第二次選拔出願期日 令和5年3月20日
- ・第二次選拔出願変更期日 令和5年3月22日
- ・第二次選抜検査期日 令和5年3月23日
- ・第二次選抜合格発表 令和5年3月27日

○通信制

- ・出願期間は、令和5年3月6日～3月28日のうち高等学校が指定した日
- ・検査期日 令和 5年 3月29日
- ・選抜結果通知 令和 5年 3月30日

2 学力検査

第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜		
3月3日（金）			3月23日（木）		
9：20～10：10	国	語	9：20～9：50	国	語
10：30～11：20	数	学	10：05～10：35	数	学
11：40～12：30	英	語	10：50～11：20	英	語
13：20～14：10	理	科			
14：30～15：20	社	会			

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載

（全日制）

（単位：人）

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	6,980	6,980	6,942	6,566	409	37	36	6,617
理数	県立	270	270	207	247	23	1	1	248
農業	県立	900	900	947	874	26	4	4	880
工業	県立	1,496	1,496	1,298	1,288	210	22	21	1,308
	市立	160	160	131	142	18	3	3	145
	計	1,656	1,656	1,429	1,430	228	24	24	1,453
商業	県立	1,360	1,360	1,348	1,332	28	4	4	1,340
	市立	280	280	309	280	0	—	—	280
	計	1,640	1,640	1,657	1,612	28	4	4	1,620
分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
生活産業	県立	645	645	545	555	91	8	7	561
情報	県立	80	80	114	80	0	—	—	82
音楽	県立	40	40	12	11	29	2	1	13
美術	県立	40	40	44	40	0	—	—	40
総合	県立	830	830	789	749	81	1	1	755
地域社会	県立	40	40	43	40	0	—	—	40
総計	県立	12,681	12,681	12,289	11,782	897	79	75	11,884
	市立	440	440	440	422	18	3	3	425
	計	13,121	13,121	12,729	12,204	915	82	78	12,309

（注1）「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が11、合格者数が11で外数である。

- (注2)「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が10、合格者数が9で外数である。
- (注3)「県外募集実施校に係る入学者の選抜」は、受検者数が11、合格者数が11で外数である。
- (注4) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒等入学者選抜及び外国人生徒等入学者選抜における合格者数の合計を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。
- (注5) 合格者総数は、第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒等入学者選抜、外国人生徒等入学者選抜及び県外募集実施校入学者選抜における合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じた数である。

(定時制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	440	440	314	294	147	12	12	305
職業	県立	160	160	51	51	109	5	5	56
	市立	120	120	33	33	87	6	5	38
	計	280	280	84	84	196	11	10	94
総計	県立	600	600	365	345	256	17	17	361
	市立	120	120	33	33	87	6	5	38
	計	720	720	398	378	343	23	22	399

(注1) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜の合格者数を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。

(注2) 合格者総数は、第一次選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

○通信制課程の入学者選抜は、華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校で実施した。出願者は84人、合格者は75人であった。

第4章 教科書の採択

1 令和6年度使用教科用図書の採択

- 小学校用教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登録されているものの中から採択する。
- 中学校用教科書について、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができる。
- 特別支援学校の小学部用教科書の採択について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登録されている小学部用の教科書のうちから採択する。ただし、次次項のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。
- 特別支援学校の中学部用教科書の採択について、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。ただし、次項のとおり、学校教育法附則第9条第

- 1 項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。
- 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について、特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。また、調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料 [特別支援学校 (小学部・中学部) 及び小・中学校特別支援学級用]」を十分に活用し、教科書の採択に当たって、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。
- 高等学校用教科書については、各高等学校に設置された教科書選定委員会で選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。なお、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書選定委員会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 令和 5 年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
中 央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐 阜 県	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
岐 阜	501-6244	羽島市竹鼻町55	羽島市役所内	小 ・ 中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市立中央図書館内	小 ・ 中
山 県 分 館	501-2114	山県市佐賀588-2	高富中央公民館内	小 ・ 中
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稲里28-1	瑞穂市図書館内	小 ・ 中
巣南分館	501-0305	瑞穂市宮田304-2	瑞穂市図書館 (分館) 内	小 ・ 中
本巣分館	501-0465	本巣市軽海424	本巣市図書館内	小 ・ 中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小 ・ 中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館 (図書室) 内	小 ・ 中
北方分館	501-0431	本巣郡北方町1857	北方町生涯学習センター内	小 ・ 中
岐 阜 市	500-8076	岐阜市司町40-5	岐阜市立中央図書館内	小 ・ 中
岐阜市分館	501-3133	岐阜市芥見南山3-10-1	岐阜市教育研究所内	小・中・高
岐阜市第2分館	500-8521	岐阜市橋本町1-10-23	岐阜市立図書館分館内	小 ・ 中
西 濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
養老分館	503-1251	養老郡養老町石畑491	養老中央公民館内	小 ・ 中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小 ・ 中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小 ・ 中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小 ・ 中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方27-9	いびがわ図書館内	小 ・ 中
垂井分館	503-2121	不破郡垂井町2443-1	タリイピアセンター内	小 ・ 中
美 濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
関 分 館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高

美濃分館	501-3701	美濃市1571-2	美濃市図書館内	小・中・特
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市図書館分館内	小 ・ 中
可 茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特
美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小 ・ 中
可児分館	509-0214	可児市広見1-5	可児市教育研究所内	小 ・ 中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小 ・ 中
御嵩分館	505-0116	可児郡御嵩町御嵩1389-1	中山道みたけ館内	小 ・ 中
東 濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8787	多治見市音羽町1-233	多治見市教育委員会事務局内	小・中・特
中津川分館	508-0032	中津川市栄町1-1	中津川市教育委員会事務局内	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育研究所内	小・中・特
恵那分館	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1	恵那市役所西庁舎内	小・中・特
土岐分館	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101	土岐市教育研究所内	小・中・特
飛 驒	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛驒教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小 ・ 中
高山第2分館	506-0838	高山市馬場町2-115	高山市図書館内	小 ・ 中
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	はぎわら図書館内	小 ・ 中
飛驒分館	509-4292	飛驒市古川町本町2-22	飛驒市図書館内	小 ・ 中
飛驒第2分館	506-1111	飛驒市神岡町東町378	飛驒市神岡図書館内	小 ・ 中
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川郷学園内	小 ・ 中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 令和5年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県教育委員会のホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

(小中)<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16597.html>

(高特)<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/248289.html>

○ 小学校：令和5年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	光 村	光 村	東 書	東 書	東 書	光 村	光 村
社 会	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
算 数	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	啓林館	東 書	東 書
生 活	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 楽	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
図画工作	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
家 庭	開隆堂	東 書	東 書	東 書	東 書	開隆堂	東 書
保 健	東 書	学 研	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
英 語	東 書	東 書	東 書	光 村	東 書	東 書	啓林館
道 徳	光 村	光 文	光 文	光 文	日 文	光 村	光 文

○ 中学校：令和5年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	光 村
社 会	地 理 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	歴 史 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	公 民 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	東 書	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
数 学	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	東 書
理 科	東 書	東 書	啓林館	東 書	大日本	東 書	東 書
音 楽	一 般	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
	器 楽 合 奏	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
美 術	日 文	日 文	日 文	開隆堂	日 文	日 文	日 文
保 健 体 育	学 研	学 研	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書

家庭技術	技術分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	家庭分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
英	語	東 書	東 書	東 書	三省堂	東 書	東 書	東 書
道	徳 日 文	東 書	東 書	東 書	日 文	光 村	東 書	学 研

- 高等学校
県立高等学校は、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。
- 特別支援学校
県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。
- ◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）
 国語…90冊 生活・社会…42冊 算数・数学…43冊 生活・理科…34冊
 生活・保健…24冊 生活・職業…30冊 外国語（英語）…14冊 音楽…22冊
 図工・美術…49冊 道徳…8冊
- ◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書
 国語…6種 社会…4種 算数・数学…4種
 理科…2種 英語…2種 音楽…2種
 道徳…2種